

## 京都府地域防災計画の主な改定内容（案）

### 1 国の施策等を踏まえた改定

#### (1) 防災基本計画の修正を踏まえた改定

○安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化を追記

- ・発災時に安否不明者の氏名等の公表等を行う場合の手續等の明確化
- ・災害時における氏名等公表による速やかな安否不明者の絞り込み

○航空法施行規則の改正を踏まえた改定を追記

- ・警察、消防活動等緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保するため、無人航空機の飛行を原則禁止する「緊急用務空域」の指定等を追記
- ・都道府県による緊急用務空域の指定の依頼や同空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整を追記

#### (2) 気象庁「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」等を踏まえた改定

- ・大雨による災害発生危険度をリアルタイムで発信する「キキクル」の危険度分布に新たに災害が切迫している「黒」の新設等の変更を踏まえた修正

#### (3) 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴う修正

- ・災害障害見舞金の追記及び対象災害の明確化

### 2 府の施策等を踏まえた改定

#### (1) 女性等多様な視点を踏まえた防災対策の推進

○「女性等多様な視点での防災対策意見交換会」における意見の反映

- ・家庭等において食料等の備蓄を行う場合の広報啓発において、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じて備蓄品を工夫することを追記

#### (2) 府管理河川の水位予測情報等の先行配信

- ・「京都府水位・氾濫予測システム」により、府管理河川について、6時間先までの水位及び氾濫区域を予測、その情報の活用に向けた検証のため、市町村に先行配信することを追記

#### (3) 令和5年4月1日付組織改正を踏まえた改定

- ・災害対策本部事務分掌等の改定

○安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化を追記			
頁	現行	修正	修正理由
358	<p>第10節 被災者への情報伝達活動</p> <p>被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 被災者への情報伝達活動</p> <p><u>第1 被災者への情報提供</u></p> <p>被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>(略)</p> <p><u>第2 安否不明者等の氏名公表</u></p> <p><u>1 市町村</u></p> <p><u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p><u>2 京都府</u></p> <p><u>(1) 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくものとする。</u></p> <p><u>(2) 府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画（令和4年6月）の修正に伴うもの</p> <p>【災害対策課】</p>

391	<p><b>第16章 救出救護計画</b>  第2節 計画の内容  第1 救出救護の対象  1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者  2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者（以下「安否不明者」という。）</p> <p>第3 救出救護の効率化  <u>安否不明者の捜索を迅速に行うため、災害時の安否不明者の氏名等の公表を検討する。</u></p>	<p><b>第16章 救出救護計画</b>  第2節 計画の内容  第1 救出救護の対象  1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者  2 <u>当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）</u></p> <p>第3 <u>安否不明者等の氏名公表</u>  1 <u>市町村</u>  <u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u>  2 <u>京都府</u>  (1) <u>府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくものとする。</u>  (2) <u>府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画（令和4年6月）の修正に伴うもの  【災害対策課】</p>
-----	--	--	--

○航空法施行規則の改正を踏まえた改定を追記

頁	現行	修正	修正理由
307	<p><b>第1章 災害対策本部等運用計画</b>  <b>第9節 航空運用調整班運用計画</b>            京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計画について定める。            なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ等災害時の航空機の利用について協議する。</p> <p><b>第2 航空運用調整班の所掌事務</b>            航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出勤要請、ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、ヘリコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。</p>	<p><b>第1章 災害対策本部等運用計画</b>  <b>第9節 航空運用調整班運用計画</b>            京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計画について定める。            なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリ等災害時の航空機及び無人航空機の利用について協議する。</p> <p><b>第2 航空運用調整班の所掌事務</b>            航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出勤要請、ヘリコプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、ヘリコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。</p> <p><u>この際、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（令和4年6月）に伴うもの  <b>【災害対策課】</b></p>

○キキクル（危険度分布）の変更を踏まえた修正			
頁	現行	修正	修正理由
276	<p><b>第34章 避難に関する計画</b>            (表) 避難指示等の発令の参考となる情報            (1) 河川の氾濫等            洪水予報河川（避難指示）            ・ 氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき(※2)            ※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。</p>	<p><b>第34章 避難に関する計画</b>            (表) 避難指示等の発令の参考となる情報            (1) 河川の氾濫等            洪水予報河川（避難指示）            ・ 氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき(※2)            ※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。  <u>氾濫危険水位に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合。</u>  <u>・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合。</u></p>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
276	<p>水位周知河川（高齢者等避難）            ・ 氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。(※1)            ※1 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき</p>	<p>水位周知河川（高齢者等避難）            ・ 氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。(※1)            ※1 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき  <u>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合。</u></p>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
276	<p>水位周知河川（避難指示）            ・ 堤防の決壊につながるような漏水等の発見</p>	<p>水位周知河川（避難指示）            ・ 堤防の決壊につながるような漏水等の発見  <u>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合。</u></p>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
276	<p>左記以外の中小河川、内水等（高齢者等避難）            ・ 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い</p>	<p>左記以外の中小河川、内水等（高齢者等避難）            ・ 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い  <u>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合。</u></p>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
276	<p>左記以外の中小河川、内水等（避難指示）            ・ 近隣で浸水が拡大            ・ 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる</p>	<p>左記以外の中小河川、内水等（避難指示）            ・ 近隣で浸水が拡大            ・ 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる  <u>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合。</u></p>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
277	<p>水位周知河川（緊急安全確保）            （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p>	<p>水位周知河川（緊急安全確保）            （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ）</p>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）</li> <li>・<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合。</u></li> </ul>	【京都地方気象台】
277	洪水予報河川（緊急安全確保） （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）</li> </ul>	洪水予報河川（緊急安全確保） （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見</li> <li>・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）</li> <li>・<u>氾濫開始相当水位に到達した場合。</u></li> <li>・<u>国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合。</u></li> </ul>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
277	左記以外の中小河川、内水等（緊急安全確保） （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖</li> </ul>	左記以外の中小河川、内水等（緊急安全確保） （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖</li> <li>・<u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合。</u></li> </ul>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
277	(2) 土砂災害 警戒レベル3相当情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>で「警戒」と判定された場合</li> </ul>	(2) 土砂災害 警戒レベル3相当情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>で「警戒（赤）」と判定された場合</li> </ul>	キキクル（危険度分布）の変更 【京都地方気象台】
278	警戒レベル4相当情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>で「非常に危険」と判定された場合</li> </ul>	警戒レベル4相当情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>で「危険（紫）」と判定された場合</li> </ul>	キキクル（危険度分布）の変更 【京都地方気象台】
278	警戒レベル5相当情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u>で「極めて危険」と判定された場合</li> </ul>	警戒レベル5相当情報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>で「災害切迫（黒）」と判定された場合</li> </ul>	キキクル（危険度分布）の変更 【京都地方気象台】

○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴う修正

頁	現行	修正	修正理由
518	<p><b>第1章 生活確保対策計画</b>  <b>第4節 融資計画</b>  <b>第2 内容</b>                      1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与                      (1) 貸与対象者                      府のいずれかの区域に災害救助法が適用された災害(自然災害に限る)により次の被害をうけた世帯の世帯主                      (2) 貸付限度額                      世帯主の負傷 1,500,000 円                      世帯主の負傷と家財の損害 2,500,000円                      世帯主の負傷と住居の半壊 2,700,000円                      世帯主の負傷と住居の全壊 3,500,000円                      家財の損害 1,500,000円</p>	<p><b>第1章 生活確保対策計画</b>  <b>第4節 融資計画</b>  <b>第2 内容</b>                      1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与                      (1) 貸与対象者                      府のいずれかの区域に災害救助法<b>第2条第1項</b>が適用された災害(自然災害に限る)により次の被害をうけた世帯の世帯主                      (2) 貸付限度額                      世帯主の負傷 1,500,000 円                      世帯主の負傷と家財の<b>1/3以上</b>の損害2,500,000円                      世帯主の負傷と住居の半壊 2,700,000円                      世帯主の負傷と住居の全壊 3,500,000円                      家財の<b>1/3以上</b>の損害 1,500,000円</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴う修正                      【健康福祉部】</p> <p>対象となる損害の程度をより正確に示す                      【健康福祉部】</p>
519	<p><b>第5節 災害弔慰金支給計画</b>                      「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金の支給                      (1) 支給対象者                      次のいずれかの災害(自然災害に限る)により死亡した者の遺族                      ア <u>1市町村当たり全壊5世帯(半壊1/2世帯、床上浸水1/3世帯に換算)以上の被害が生じた災害</u>                      イ <u>府のいずれかの地域に災害救助法が適用された災害</u>                      ウ <u>上記と同等と認められる特別の事情がある場合</u>                      (2) 支給額                      ア 主たる生計維持者の死亡                      1人当たり 5,000,000円                      イ その他の者の死亡                      1人当たり 2,500,000円</p>	<p><b>第5節 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画</b>  <b>1</b> 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金の支給                      (1) 支給対象者                      次のいずれかの災害(自然災害に限る)により死亡した者の遺族                      ア <u>1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害</u>                      イ <u>都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害</u>                      ウ <u>都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害</u>                      エ <u>災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u>                      (2) 支給額                      ア 主たる生計維持者の死亡                      1人当たり 5,000,000円                      イ その他の者の死亡                      1人当たり 2,500,000円</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴う修正(災害障害見舞金の追記)                      【健康福祉部】</p>

	(新規)	<p>2 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害障害見舞金の支給</p> <p>(1) 支給対象者</p> <p>次のいずれかの災害（自然災害に限る）により「災害弔慰金の支給等に関する法律 別表」に掲げる程度の障害がある者</p> <p>ア 1 市町村において住居が5世帯以上滅失した災害</p> <p>イ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害</p> <p>ウ 都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害</p> <p>エ 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</p> <p>(2) 支給額</p> <p>ア 生計維持者が自然災害により重度の障害を受けた場合 2,500,000円</p> <p>イ その他の者が自然災害により重度の障害を受けた場合 1,250,000円</p> <p>(3) 実施主体</p> <p>市町村</p> <p>(4) 費用の負担区分</p> <p>国 2 / 4 府 1 / 4 市町村 1 / 4</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴う修正（災害障害見舞金の追記）</p> <p>【健康福祉部】</p>
--	------	--	--



○「女性等多様な視点での防災対策意見交換会」における意見の反映			
頁	現行	修正	修正理由
225	<b>第19章 資材器材等整備計画</b> 第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 2 備蓄意識の高揚 府及び市町村は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるよう広報啓発する。	<b>第19章 資材器材等整備計画</b> 第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 2 備蓄意識の高揚 府及び市町村は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組（ローリングストック）等を活用するなどして、家庭等において3日分（7日以上が望ましい）の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努める <u>とともに、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫を行う</u> よう広報啓発する。	女性等多様な視点での防災対策意見交換会における意見の反映 <b>【災害対策課】</b>
○府管理河川の水位予測情報等の先行配信			
現行	現行	現行	
61	<b>第1章 気象等観測・予報計画</b> 第2節 計画の内容 第12 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領  5 各機関の雨量・水位観測所	<b>第1章 気象等観測・予報計画</b> 第2節 計画の内容 第12 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領  <u>5 水位の予測</u> <u>河川課・砂防課は、気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している府管理の170河川について6時間先までの水位及び氾濫区域を予測し、その情報の精度や実用性を検証するため市町村等へ先行配信する。</u> <u>6 各機関の雨量・水位観測所</u>	京都府水位・氾濫予測システムによる予測情報の活用に向けた検証のための先行配信開始を踏まえた修正 <b>【建設交通部】</b>

# 災害時における安否不明者等の氏名等公表方針（案）

令和5年 月  
京 都 府

## 1 趣旨

災害発生時において、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化に資するため、安否不明者（行方不明者を含む）及び死者について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年京都府条例第32号）の趣旨を踏まえた上で、氏名等の公表に係る方針を策定する。

## 2 定義

- (1) 「安否不明者」：当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者
- (2) 「行方不明者」：当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
- (3) 「死者」：当該災害が原因で死亡した者

## 3 公表基準（別表：公表基準の対応表のとおり）

### (1) 安否不明者（行方不明者を含む）

次の条件をすべて満たす場合に公表する。

ア 救助活動の効率化・円滑化に資すると認められる場合

イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合

ウ 家族等の同意が得られた場合

ただし、大規模災害等で家族等の同意を得ることが困難な場合は、家族等の同意を得ずに公表する場合がある。

### (2) 死者

原則非公表とする。

ただし、報道機関から要請があった場合で、次の条件をすべて満たす場合に氏名等を公表する。

ア 遺族等の同意がある場合

（遺族等を代表する者からの同意を基本とする。）

イ 市町村において住民基本台帳の閲覧制限が措置されていない場合

## 4 公表範囲

氏名（フリガナ）、住所（原則、大字まで）、年齢

## 5 公表に係る役割分担

### (1) 京都府

氏名等の公表及び公表内容に係る報道対応

### (2) 市町村

- ・安否不明者（行方不明者を含む）、死者の名簿作成及び京都府への提供
- ・住民基本台帳の閲覧制限措置の有無を確認

### (3) 警察本部

死者及び独自に捜索依頼を受けた安否不明者の情報を京都府と情報共有

### (4) その他

氏名等を公表する場合の家族（遺族）等への同意確認は、京都府又は市町村が実施

## 6 公表方法等

- (1) 安否不明者（行方不明者を含む）  
報道機関への資料提供及び京都府ホームページに掲載
- (2) 死者  
報道機関から要請があった場合に、府から資料提供を行う。

## 7 その他

本公表方針は、市町村が独自に行う公表を妨げるものではない。

ただし、市町村において本公表方針によらず独自に公表・非公表の取り扱いをする場合は、あらかじめ京都府と調整する。

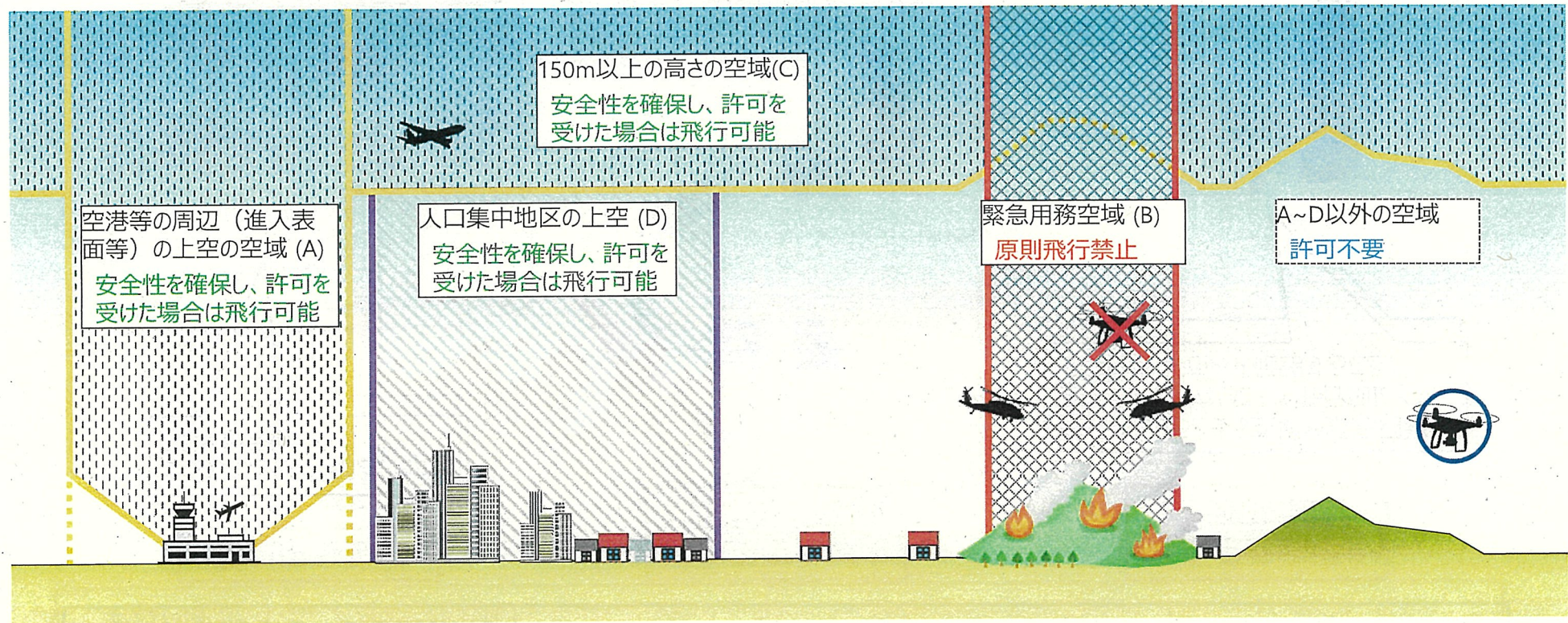
【別表】 公表基準の対応表

区 分	救助活動の効率化等に資する	住民基本台帳の閲覧制限(※1)	家族・遺族等の同意	公表・非公表	ただし、大規模災害等で家族等の同意を得ることが困難な場合(※2)
安否不明者 (行方不明者を含む)	○	制限なし	同 意	公 表	【公表】
			不同意	非公表	
死 者	/	制限あり	同 意	公 表	【非公表】 本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
			不同意	非公表	

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法等に基づき、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しなどの交付を制限されていることをいう。

※2 救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合は、同意がない場合であっても公表する。

# 無人航空機の飛行禁止空域



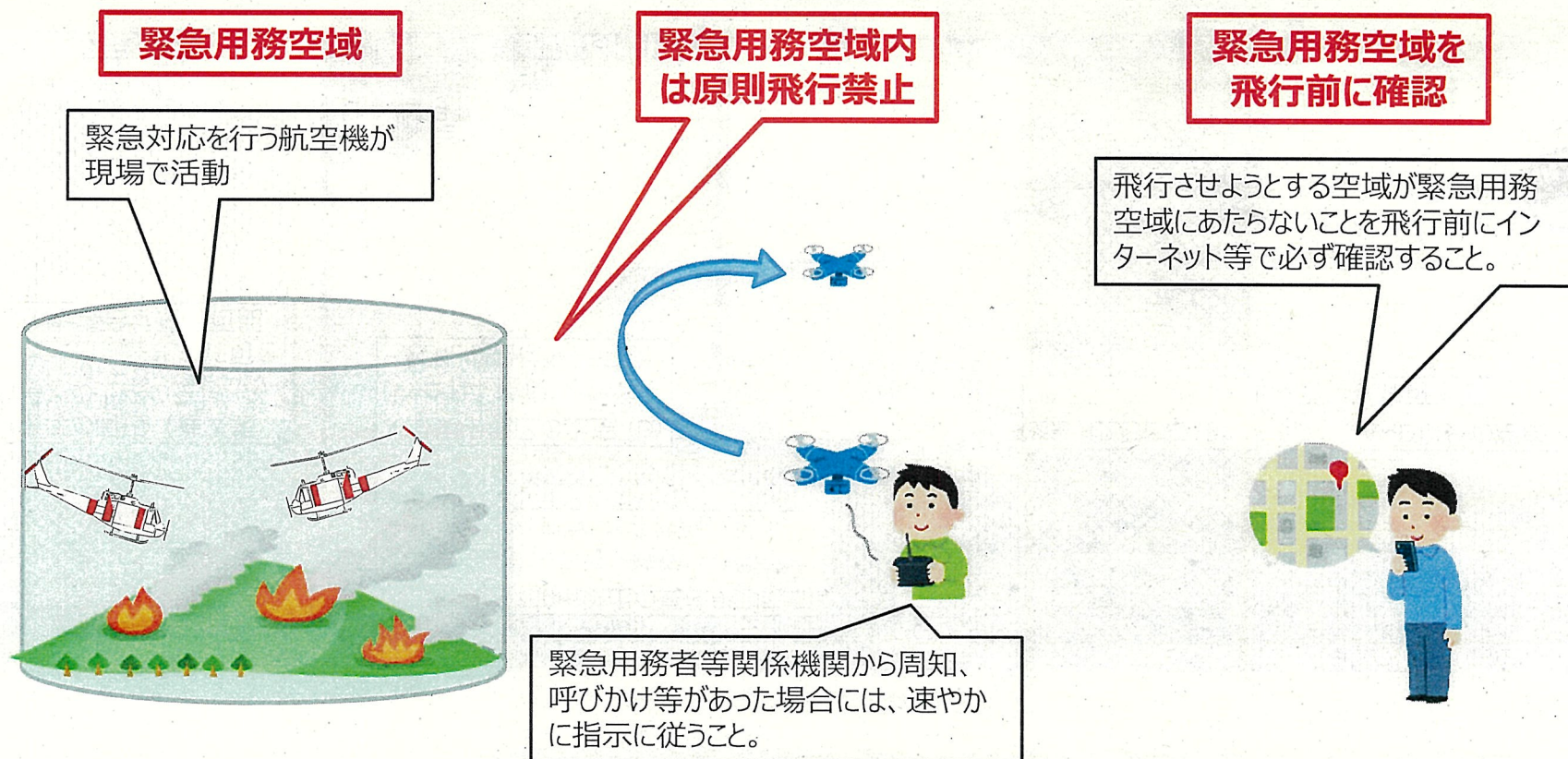
(A) (B) (C) …… 航空機の航行の安全に影響をおよぼすおそれがある空域（法132条第1項第1号）

(D) …… 人または家屋の密集している地域の上空（法132条第1項第2号）

※空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区（DID）上空の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする前には、飛行させる空域が緊急用務空域に設定されていないことを確認してください。（令和3年6月1日施行）

# 無人航空機の飛行禁止空域の追加について

- 警察、消防活動等緊急用務を行うための航空機の飛行が想定される場合に、無人航空機の飛行を原則禁止する空域（緊急用務空域）を指定し、インターネット等に公示。
- 無人航空機を飛行させる者は、飛行開始前に、飛行させる空域が緊急用務空域に該当するかどうか確認することを義務付け。



※ 空港周辺、150m以上の空域、DID（人口集中地区）上空等の飛行許可（包括許可含む。）があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。

令和4年  
6月30日～

## キキクル「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合

警戒レベル4に相当するキキクル（危険度分布）は**紫**です

キキクルの色	警戒レベル
<b>黒</b> 災害切迫	<b>5相当</b>
<b>紫</b> 危険	<b>4相当</b>
<b>赤</b> 警戒	<b>3相当</b>
<b>黄色</b> 注意	<b>2相当</b>
白(水色) 今後の情報等に留意	—

特別警報基準値  
超過を「黒」で表示警戒レベル4  
の「紫」と一致

これまでのキキクル

これまでの キキクルの色	警戒レベル
<b>濃い紫</b>	—
<b>うす紫</b>	<b>4相当</b>
<b>赤</b>	<b>3相当</b>
<b>黄色</b>	<b>2相当</b>
白(水色)	—



**「紫」が出現した段階で  
速やかに安全な場所に  
避難する判断を！**

九州北部豪雨における赤谷川の被害状況  
(平成29年7月7日国土地理院撮影)

質問1) キキクル「黒」が表示されていなければ災害は発生しないの？

⇒そうではありません。「黒」は、大雨による災害がすでに発生している可能性が高い状況であり、災害が発生する前にいつも出現するとは限りません。このため、「黒」を待つことなく、「紫」が出現した段階で、速やかに安全な場所に避難することが極めて重要です。

質問2) 市町村から発令される避難情報とどう違うの？

⇒市町村から避難情報が発令された際には速やかに避難行動をとってください。一方で、多くの場合、防災気象情報は自治体が発令する避難指示等よりも先に発表されます。このため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する紫や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する赤色が出現した際には、避難指示等が発令されていなくても、自主的に避難の判断をすることが重要です。

京 都 府 地 域 防 災 計 画  
新 旧 対 照 表

令 和 5 年 度  
改 正 案

様式

区 分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ 事故
-----	--------------------

頁	現行	修正	修正理由
目次	第4編 災害復旧・復興計画 第5節 災害弔慰金支給計画	第4編 災害復旧・復興計画 第5節 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画	災害障害見舞金の追記 【健康福祉部】
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
5	<b>第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 第3 指定地方行政機関 12 大阪管区気象台（京都地方気象台） (2) 気象、地象及び水象の予報（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報の発表、伝達及び解説	<b>第8章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 第3 指定地方行政機関 12 大阪管区気象台（京都地方気象台） (2) 気象、地象及び水象の予報（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）並びに警報の発表、伝達及び解説	気象庁「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」との整合を図る 【京都地方気象台】
6	第5 指定公共機関 5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (1)～(5) (同上)  6 日本赤十字社（京都府支部） 7～39	第5 指定公共機関 5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (1)～(5) (同上) <b>6 楽天モバイル株式会社</b> <b>(1)～(5) (同上)</b> <b>7 日本赤十字社（京都府支部）</b> <b>8～40</b>	指定公共機関への指定による追記 【近畿総合通信局】
15	<b>第2編 災害予防計画</b>	<b>第2編 災害予防計画</b>	
16～21	<b>1章 気象等観測・予報計画</b> 第2節 計画の内容 第1及び第2	<b>1章 気象等観測・予報計画</b> 第2節 計画の内容 第1及び第2 (気象庁「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」に合わせて差替え)	気象庁「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」との整合を図る 【京都地方気象台】
40	土砂災害警戒情報発表例（例文5）	土砂災害警戒情報発表例（例文5） (最新状況に差替え：情報文の【補則情報】を追記)	時点修正 【京都地方気象台】
42	(表) 京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧表	(削除)	85ページに重複のため 【京都地方気象台】
43	(図) 京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）配置図	(削除)	86ページに重複のため 【京都地方気象台】
44	第3 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 (1) 対象河川、区域等（京都府関係）	第3 指定河川に対する洪水注意報、警報及び水防警報 (1) 対象河川、区域等（京都府関係）	国直轄の指定河川洪水予報における予測で氾濫危



	<p>(表) 洪水予報基準点 (京都府関連) 洪水予報基準点 (京都府関連) 表内 計画高水位 榎尾山 <u>二</u> 枚方 <u>6. 3 6</u> 桂 <u>5. 0 6</u> 加茂 <u>9. 0 1</u> 岩倉 <u>1 0. 5 0</u> 綾部 <u>8. 1 2</u> 福知山 <u>7. 7 4</u></p> <p>2 国土交通省が行う水防警報 (1) 対象河川、区域等 (京都府関係) 加茂水位観測所位置 幹川合流点より28.60km 由良川支川土師川 福知山市字寺町</p>	<p>(表) 洪水予報基準点 (京都府関連) 洪水予報基準点 (京都府関連) 表内 <u>氾濫する可能性のある水位</u> 榎尾山 <u>4. 2 0</u> 枚方 <u>8. 1 0</u> 桂 <u>4. 4 0</u> 加茂 <u>6. 8 0</u> 岩倉 <u>8. 1 7</u> 綾部 <u>7. 8 1</u> 福知山 <u>8. 2 0</u></p> <p>2 国土交通省が行う水防警報 (1) 対象河川、区域等 (京都府関係) 加茂水位観測所位置 幹川合流点より<u>30.60</u>km 由良川支川土師川 福知山市字寺町</p>	<p>険情報を発表する改善 (令和4年6月13日) に伴う修正 【京都地方气象台】</p> <p>誤記修正 【近畿地方整備局】</p>
50	<p>(表) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等 和久川 福知山市太字拝師小字岡本2054番地地先 牧川 福知山市下小田小字荒砂66の1 小西川 京丹後市峰山町千歳210-1地先</p>	<p>(表) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区間等 和久川 福知山市字拝師小字岡本2054番地地先 牧川 福知山市<u>字</u>下小田小字荒砂66の1 小西川 京丹後市峰山町<u>御旅</u></p>	<p>字句修正 【福知山市】</p> <p>府水防計画との整合 【京丹後市】</p>
51	<p>第4 水防活動の利用に適合する<u>予報</u>及び警報 4 水防活動に利用する気象情報 一般予報警報を<u>補完し、又はその発表を予告するための気象情報</u>のうち、次表のものを水防活動に利用する。 <u>気象情報の伝達には、一般のものと同一の様式を使用し、伝達の手段及び経路については水防活動用予報警報の場合に準ずる。</u></p> <p>水防活動に利用する気象情報の種類 気象情報の種類 <u>台風情報</u> <u>大雨情報</u></p> <p>記録的短時間大雨情報 その他水防活動に密接に関連する情報</p>	<p>第4 水防活動の利用に適合する<u>注意報</u>及び警報 4 水防活動に利用する気象情報 一般予報警報を<u>補足する</u>情報のうち、次表のものを水防活動に利用する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>水防活動に利用する気象情報の種類 気象情報の種類 <u>キキクル (大雨警報・洪水警報の危険度分布) 等</u> <u>早期注意情報 (警報級の可能性)</u> <u>気象情報 (台風情報、大雨情報)</u></p> <p>記録的短時間大雨情報 その他水防活動に密接に関連する情報</p>	<p>気象庁「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」との整合を図る 【京都地方气象台】</p>

54	<p>第7 緊急地震速報の実施及び実施基準等</p> <p>(1) 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。</p>	<p>第7 緊急地震速報の実施及び実施基準等</p> <p>(1) 気象庁は、最大震度5弱以上<u>または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上</u>が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。<u>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</u></p>	<p>気象庁「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」との整合を図る 【京都地方气象台】 ※令和5年2月1日から新たな基準が追加</p>
56	<p>(表) 地震及び津波に関する情報の種類と内容</p> <p>地震の種類 <u>震源・震度に関する情報（注2）</u> <u>各地の震度に関する情報（注2）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p>地震の種類 推計震度分布図</p> <p>内容 観測した各地の震度データをもとに、<u>1km</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p> <p>地震の種類 長周期地震動階級に関する観測</p>	<p>(表) 地震及び津波に関する情報の種類と内容</p> <p>地震の種類 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>地震の種類</u> <u>震源・震度情報</u></p> <p><u>発表基準</u> <u>・震度1以上</u></p> <p><u>内容</u> <u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。</u></p> <p>地震の種類 推計震度分布図</p> <p>内容 観測した各地の震度データをもとに、<u>250m</u>四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</p> <p>地震の種類 長周期地震動階級に関する観測情報</p>	<p>気象庁「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」との整合を図る 【京都地方气象台】</p>

	<p>発表基準 ・ <u>震度3以上</u></p> <p>内容 <u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</u></p> <p>地震の種類 遠地地震に関する情報</p> <p>発表基準 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合</p> <p>内容 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p>	<p>発表基準 ・ <u>震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合</u></p> <p>内容 <u>地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。</u></p> <p>地震の種類 遠地地震に関する情報</p> <p>発表基準 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある</u></p> <p>内容 地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表</u></p>	
56	<p>注1 京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」 2 <u>気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。</u> 3 京都府の津波予報区は「京都府」 4 <u>京都府内の地点は「舞鶴」</u></p>	<p>注1 京都府の地域は「京都府北部」及び「京都府南部」 <u>（削除）</u></p>	<p>最新の状況に合わせた修正 【京都地方気象台】</p>

61	第12 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領 4 連絡系統 (図中) 用水頭首仰	第12 京都府の雨量・水位の観測と通報・公表要領 4 連絡系統 (図中) <u>頭首工</u>  5 <u>水位の予測</u> <u>河川課・砂防課は、気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、水位計を設置している府管理の170河川について6時間先までの水位及び氾濫区域を予測し、その情報の精度や実用性を検証するため市町村等へ先行配信する。</u> 6 各機関の雨量・水位観測所	誤記修正 【災害対策課】  京都府水位・氾濫予測システムによる予測情報の活用に向けた検証のための先行配信開始を踏まえた修正 【建設交通部】
76	(図) 京都府水位計・河川監視カメラ配置図 (山城北土木管内)	(図) 京都府水位計・河川監視カメラ配置図 (山城北土木管内) <u>(宇治田原町役位置修正)</u>	庁舎移転を反映 【宇治田原町】
90	(図) 京都府予報警報等伝達経路図	(図) 京都府予報警報等伝達経路図 <u>(最新状況に差替え)</u>	気象業務法施行令に基づく法定伝達機関及び、特別警報の伝達経路を明記等 【京都地方气象台】
91	(図) 「淀川水系(淀川・宇治川・木津川下流・木津川上流・桂川下流)」洪水予報の連絡系統	(図) 「淀川水系(淀川・宇治川・木津川下流・木津川上流・桂川下流)」洪水予報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u>	インターネットメールによる伝達の一部修正および凡例追加 【京都地方气象台】
92	(図) 「由良川(下流・中流)」洪水予報の連絡系統	(図) 「由良川(下流・中流)」洪水予報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u>	インターネットメールによる伝達の一部修正および凡例追加 【京都地方气象台】
95	(図) 「鴨川・高野川」洪水予報の連絡系統	(図) 「鴨川・高野川」洪水予報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u>	インターネットメールによる伝達の一部修正および凡例追加 【京都地方气象台】
96	(図) 「桂川中流・園部川」洪水予報の連絡系統	(図) 「桂川中流・園部川」洪水予報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u>	インターネットメールによる伝達の一部修正および凡例追加 【京都地方气象台】

111	(図) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統	(図) 大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統 <u>(最新状況に差替え)</u>	気象業務法施行令に基づく法定伝達機関及び、特別警報(大津波警報)の伝達経路を明記 【京都地方气象台】
113	(図) 火山現象警報等に関する情報伝達経路図	(図) 火山現象警報等に関する情報伝達経路図 <u>(最新状況に差替え)</u>	気象業務法施行令に基づく法定伝達機関の明記等 【京都地方气象台】
114	(図) 土砂災害警戒情報伝達経路図 气象台からの伝達先 「NHK京都放送局」 「第八管区海上保安本部」 「舞鶴海上保安部」  凡例 防災情報提供システム	(図) 土砂災害警戒情報伝達経路図 气象台からの伝達先 「NHK京都放送局 <u>(大阪放送局)</u> 」 <u>(削除)</u>  凡例 <u>气象台専用回線</u>	気象庁から海上保安庁機関への防災情報の伝達経路見直しに係る修正 【京都地方气象台】  伝達手段の変更 【京都地方气象台】
118	第3章 河川防災計画 第1節 河川の現況 第1 淀川水系の現況 1 宇治川流域 その山狭の出口に天ヶ瀬ダムがあつて <u>洪水時にダム地点の計画洪水量1,360m<sup>3</sup>/sを840m<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>/sに調節し、山狭を出て川幅ようやく広くながれも緩となり平坦部に入る。</u>	第3章 河川防災計画 第1節 河川の現況 第1 淀川水系の現況 1 宇治川流域 その山狭の出口に天ヶ瀬ダムがあつて、 <u>洪水時にはダム地点の計画高水量2,080m<sup>3</sup>/sを1,140m<sup>3</sup>/sに調節する。山狭を出ると川幅は広くなるとともに、流れも緩やかになり平坦部に入る。</u>	誤字及び天ヶ瀬ダムトンネル式放流設備運用開始に伴う計画洪水量の見直しによる修正 【河川課】
120	第2節 河川改修計画 第2 京都府の河川整備 京都夢実現プランにおける「しなやかで災害に強い地域」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画に基づき、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。	第2節 河川改修計画 第2 京都府の河川整備 <u>京都府総合計画</u> における「しなやかで災害に強い地域」の実現に向け、安心・安全の暮らしを支える治水対策について、河川整備計画に基づき、流域特性や土地利用計画、自然環境に配慮した整備を推進している。	京都府総合計画の策定に伴う修正 【河川課】

122	<p>第3節 ダムの現状と洪水調節 第2 ダムの現状と洪水調節 1 天ヶ瀬ダム (1) ダムの現状 オ 規模 計画高水量 <u>1,360</u>m<sup>3</sup>/s (2) 洪水調節 洪水調節は、(中略)ダム地点の計画高水量<u>1,360</u>m<sup>3</sup>/sを<u>840</u>m<sup>3</sup>/sに調節する。 ただし、枚方が氾濫注意水位を超えたときは、<u>ピーク</u>に対して<u>160</u>m<sup>3</sup>/sに調節する。</p> <p>4 和知ダム (関西電力) (1) ダムの現状 ア 放流施設 ラジアルゲート 4門 スライドゲート 1門 有効貯水容量 1,286,200m<sup>3</sup> 総貯水容量 5,119,200m<sup>3</sup> 計画高水量 2,640m<sup>3</sup>/s 計画洪水位 標高120.5m</p>	<p>第3節 ダムの現状と洪水調節 第2 ダムの現状と洪水調節 1 天ヶ瀬ダム (1) ダムの現状 オ 規模 計画高水量 <u>2,080</u>m<sup>3</sup>/s (2) 洪水調節 洪水調節は、(中略)ダム地点の計画高水量<u>2,080</u>m<sup>3</sup>/sを<u>1,140</u>m<sup>3</sup>/sに調節する。 ただし、枚方が氾濫注意水位を超えたときは、<u>2次調節</u>として<u>250</u>m<sup>3</sup>/sに調節する。</p> <p>4 和知ダム (関西電力) (1) ダムの現状 ア 放流施設 ラジアルゲート 4門 スライドゲート 1門 有効貯水容量 1,286,200m<sup>3</sup> 総貯水容量 5,119,200m<sup>3</sup> 計画高水量 2,640m<sup>3</sup>/s <u>(削除)</u></p>	<p>誤字及び天ヶ瀬ダムトンネル式放流設備運用開始に伴う計画洪水量の見直しによる修正 【河川課】</p> <p>他の記載との整合 【河川課】</p>
131	<p>第4章 林地保全計画 第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積<u>342,470</u>haのうち、民有林森林面積は<u>335,107</u>haであり、そのうち<u>105,950</u>haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている</p> <p>第4 山地災害危険地区の周知等 (表) 山地危険地区数 (<u>平成30年3月</u>現在)</p>	<p>第4章 林地保全計画 第2節 民有林対策計画 第1 治山事業 1 現状 府内森林面積<u>342,450</u>haのうち、民有林森林面積は<u>335,086</u>haであり、そのうち<u>106,115</u>haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、局地的な豪雨の発生や山の手入れ不足などにより、近年山地に起因する災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている</p> <p>第4 山地災害危険地区の周知等 (表) 山地危険地区数 (<u>令和4年3月</u>現在) <u>(表) 山地災害危険地区等一覧表 (国有林分) 追加</u></p>	<p>時点修正 【農林水産部】</p> <p>地域における警戒避難体制の整備に資するため 【近畿中国森林管理局】</p>

134	<p><b>第5章 砂防関係事業計画</b>  <b>第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達</b>  令和4年3月末現在における府内の指定区域は下表のとおりである。  (表) 土砂災害警戒区域等</p> <p><b>第6節 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報</b>  <b>第1 緊急調査</b>  重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第27条及び第28条に基づき、国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。  <b>第2 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）</b>  国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第29条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。</p>	<p><b>第5章 砂防関係事業計画</b>  <b>第3節 土砂災害に関連する情報、被害状況の収集伝達</b>  令和5年4月1日現在における府内の指定区域は下表のとおりである。  (表) 土砂災害警戒区域等  <u>(最新情報に差替え)</u></p> <p><b>第6節 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報</b>  <b>第1 緊急調査</b>  重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき、国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。  <b>第2 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）</b>  国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。</p>	<p>時点修正  【建設交通部】</p> <p>土砂災害防止法改正に伴う条ずれを修正  【建設交通部】</p>
138	<p><b>第7節 砂防対策計画</b>  <b>第1 現状</b>  また、府内には次のとおり砂防指定地がある。(令和4年3月末現在)  面的な指定 告示数 54  溪流の指定 溪流数 1,070</p>	<p><b>第7節 砂防対策計画</b>  <b>第1 現状</b>  また、府内には次のとおり砂防指定地がある。(令和5年4月1日現在)  面的な指定 告示数 54  溪流の指定 溪流数 1,072</p>	<p>時点修正  【建設交通部】</p>
139	<p><b>第8節 土石流対策計画</b>  <b>第1 現状</b>  府内には、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流(溪流勾配15°以上)が6,732溪流(今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む)あり、その対策を講じる。</p>	<p><b>第8節 土石流対策計画</b>  <b>第1 現状</b>  府内には、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された溪流(溪流勾配15°以上)が6,862溪流(今後、人家や公共施設の立地の可能性のある溪流を含む)あり、その対策を講じる。</p>	<p>時点修正  【建設交通部】</p>
140	<p><b>第9節 地すべり防災計画</b>  (表) 地すべり防止区域一覧表 (令和元年5月16日現在)</p>	<p><b>第9節 地すべり防災計画</b>  (表) 地すべり防止区域一覧表 (令和5年4月1日現在)  <u>(最新状況に差替え)</u></p>	<p>時点修正  【建設交通部】</p>

141	<p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画 第1 現状 府内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,022箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。 （略） 急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、335箇所となっている。</p> <p>（表）急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 2020年12月25日現在</p>	<p>第10節 急傾斜地崩壊対策計画 第1 現状 府内における急傾斜地（傾斜度30°以上高さ5m以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所が10,316箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）あり、その対策を講じる。 （略） 急傾斜地崩壊危険区域が指定されている箇所は「急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧表」のとおりであり、341箇所となっている。</p> <p>（表）急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 令和5年4月1日現在 <u>（最新状況に差替え）</u></p>	<p>時点修正 【建設交通部】</p>
148	<p>第11節 土砂災害復旧計画 （表）土砂災害後の復旧体系  （表）土砂災害警戒区域等一覧表（令和4年3月末現在）</p>	<p>第11節 土砂災害復旧計画 （表）土砂災害後の復旧体系 <u>（最新状況に差替え）</u> （表）土砂災害警戒区域等一覧表（令和5年4月1日現在） <u>（最新状況に差替え）</u> <u>（表）山地災害危険地区等一覧表（国有林分）追加</u></p>	<p>時点修正 【建設交通部】</p> <p>地域における警戒避難体制の整備に資するため 【近畿中国森林管理局】</p>
150	<p>（表）土砂災害警戒区域等指定状況（R4.3.31）</p>	<p>（表）土砂災害警戒区域等指定状況（R4.3.31） <u>（最新状況に差し替え）</u></p>	<p>時点修正 【建設交通部】</p>
155	<p>第7章 内水対策計画 第2節 内水河川における対策 第2 岡本川 針ノ木浄水機場 排水先 桂川  第6 西羽東師川 平成5年度に西羽東師ポンプ場が、平成16年度に～  表中 西羽東師ポンプ場</p>	<p>第7章 内水対策計画 第2節 内水河川における対策 第2 岡本川 針ノ木排水機場 排水先 宇治川  第6 西羽東師川 平成5年度に西羽東師排水機場が、平成16年度に～  表中 西羽東師排水機場</p>	<p>誤記修正 【河川課】</p>



161	<p>第7 弘法川 和久川は、福知山市上荒河地先で弘法川と合流して現在の荒河排水機場地点で本川へ流入していたが、昭和46年から内水対策の検討を行い、和久川は弘法川と分離し、捷水路で直接本川へ流入させ、弘法川は和久川をサイフォンでくぐる形状とした。 さらに、弘法川では内水排除施設として平成6年度にポンプ2台が完成、平成28年度には緊急排水ポンプ2台が完成し、内水排除を行っている。 また、令和2年度には弘法川排水機場に新設で常設型ポンプ2台が完成した。</p> <p>荒河排水機場 総能力 13m<sup>3</sup>/s 弘法川排水機場 総能力 9m<sup>3</sup>/s 新荒河排水機場 総能力 11m<sup>3</sup>/s</p> <p>第3節 土地改良区の対策 第1 洛西地区 また、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点に近いため、排水本川である桂川も、降雨時には水位が上昇し自然排水は全く不可能となり、現在次のような排水機が設置され内水を排水している。</p> <p>第4節 下水道による対策 第1 流域下水道 京都府は、高度成長期に急激に市街化の進行した京都市（西京区、南区）、向日市及び長岡京市の一部を対象として、浸水を防除するために流域下水道（いろは呑（どん）龍（りゅう）トンネル）の整備を進めており、平成23年10月までに貯留管である北幹線第1号～第3号管渠を供用開始している。施設の管理は下水道管理者である京都府が行うが、第1号管渠の管理については、向日市に委託している。なお、流入口の様子及び管渠の貯留状況について、京都府ホームページでリアルタイムに情報提供している。</p>	<p>第7 弘法川 弘法川は、福知山市荒河地先で和久川と合流して現在の荒河排水機場地点で由良川本川へ流入していた。昭和46年から内水対策を検討する中で、和久川を捷水路で直接由良川本川へ流入させるとともに、弘法川は、和久川をサイフォンでくぐる形状とした。 また、内水排除施設として平成6年度にポンプ2台が、平成28年度には緊急排水ポンプ2台が完成した。 さらに、令和2年度には新荒河排水機場に常設型ポンプ2台も完成した。</p> <p>荒河排水機場 総能力 13m<sup>3</sup>/s 弘法川排水機場 総能力 14m<sup>3</sup>/s 新荒河排水機場 総能力 11m<sup>3</sup>/s</p> <p>第3節 土地改良区の対策 第1 洛西地区 また、桂川、宇治川、木津川の三川合流地点に近いため、排水本川である桂川も、降雨時には水位が上昇し自然排水は全く不可能となり、現在次のような排水機場が設置され内水を排水している。</p> <p>第4節 下水道による対策 第1 流域下水道 京都府は、高度成長期に急激に市街化の進行した京都市（西京区、南区）、向日市及び長岡京市の一部を対象として、浸水を防除するために流域下水道（いろは呑（どん）龍（りゅう）トンネル）の整備を進めており、平成23年10月までに北幹線第1号～第3号管渠を、令和4年3月には南幹線管渠及び呑龍ポンプ場を供用開始している。施設の管理は下水道管理者である京都府が行うが、北幹線第1号管渠の管理については、向日市に委託している。なお、流入口の様子及び管渠の貯留状況について、京都府ホームページでリアルタイムに情報提供している。</p>	<p>弘法川を主語とした記載に差し替え 【河川課】</p> <p>南幹線及び呑龍ポンプ場の令和4年3月供用開始に伴う修正 【水環境対策課】</p>
-----	---	--	---

	<p>(<a href="http://www.pref.kyoto.jp/donryu/index.html">http://www.pref.kyoto.jp/donryu/index.html</a> 携帯電話用 <a href="http://www.pref.kyoto.jp/donryu/m/index.html">http://www.pref.kyoto.jp/donryu/m/index.html</a>)</p> <table border="1"> <tr> <td>排水面積</td> <td>約1,124ha</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町</td> </tr> <tr> <td>延長</td> <td>約4.9km</td> </tr> <tr> <td>貯留容量</td> <td>約10.7万m<sup>3</sup></td> </tr> </table>	排水面積	約1,124ha	所在地	向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町	延長	約4.9km	貯留容量	約10.7万m <sup>3</sup>	<p>(<a href="http://www.pref.kyoto.jp/donryu/index.html">http://www.pref.kyoto.jp/donryu/index.html</a>、携帯 電話用→ <a href="http://www.pref.kyoto.jp/donryu/m/index.html">http://www.pref.kyoto.jp/donryu/m/index.html</a>)</p> <table border="1"> <tr> <td>排水面積</td> <td>約1,421ha</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町～<u>長岡京市</u> <u>勝竜寺</u></td> </tr> <tr> <td>管渠延長</td> <td>約9.0km</td> </tr> <tr> <td>対策量</td> <td>約21.9万m<sup>3</sup></td> </tr> </table>	排水面積	約1,421ha	所在地	向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町～ <u>長岡京市</u> <u>勝竜寺</u>	管渠延長	約9.0km	対策量	約21.9万m <sup>3</sup>																	
排水面積	約1,124ha																																		
所在地	向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町																																		
延長	約4.9km																																		
貯留容量	約10.7万m <sup>3</sup>																																		
排水面積	約1,421ha																																		
所在地	向日市物集女町～京都市南区久世上久世町～向日市鶏冠井町～ <u>長岡京市</u> <u>勝竜寺</u>																																		
管渠延長	約9.0km																																		
対策量	約21.9万m <sup>3</sup>																																		
168	<p><b>第10章 道路及び橋梁防災計画</b> 第1節 道路の現況 (表) 道路状況一覧表 管理延長(km) (令和2.4.1)</p> <table> <tr> <td>一般国道</td> <td>459.2</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>885.4</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>825.4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,170.0</td> </tr> </table> <p>橋梁箇所数 (令和2.3.31)</p> <table> <tr> <td>一般国道</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>903</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>788</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,254</td> </tr> </table>	一般国道	459.2	主要地方道	885.4	一般府道	825.4	計	2,170.0	一般国道	563	主要地方道	903	一般府道	788	計	2,254	<p><b>第10章 道路及び橋梁防災計画</b> 第1節 道路の現況 (表) 道路状況一覧表 管理延長(km) (令和3.4.1)</p> <table> <tr> <td>一般国道</td> <td>460.7</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>882.2</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>825.2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,168.1</td> </tr> </table> <p>橋梁箇所数 (令和3.4.1)</p> <table> <tr> <td>一般国道</td> <td>555</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>891</td> </tr> <tr> <td>一般府道</td> <td>785</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,231</td> </tr> </table>	一般国道	460.7	主要地方道	882.2	一般府道	825.2	計	2,168.1	一般国道	555	主要地方道	891	一般府道	785	計	2,231	<p>時点修正 【建設交通部】</p>
一般国道	459.2																																		
主要地方道	885.4																																		
一般府道	825.4																																		
計	2,170.0																																		
一般国道	563																																		
主要地方道	903																																		
一般府道	788																																		
計	2,254																																		
一般国道	460.7																																		
主要地方道	882.2																																		
一般府道	825.2																																		
計	2,168.1																																		
一般国道	555																																		
主要地方道	891																																		
一般府道	785																																		
計	2,231																																		
169	<p>第3節 計画の内容 第1 道路整備事業 具体的には、重要物流道路及びその代替・補完路、また緊急輸送道路ネットワーク及びその代替性の確保を図るダブルネットワークの形成・強化や異常気象時通行規制区間の解消、積雪寒冷時の円滑な交通確保、防災・耐震対策等を進めている。 なお、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を積極的</p>	<p>第3節 計画の内容 第1 道路整備事業 具体的には、重要物流道路及びその代替・補完路、また緊急輸送道路ネットワーク及びその代替性の確保を図るダブルネットワークの形成・強化や異常気象時通行規制区間の解消、積雪寒冷時の円滑な交通確保、防災・耐震対策等を進める。 なお、平成29年台風第21号や平成30年7月豪雨でも甚大な被害が発生するなど、近年、異常ともいわれる豪雨が全国各地で頻発しており、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を積極的</p>	<p>表現の統一 【建設交通部】</p> <p>誤記修正 【建設交通部】</p>																																

	に活用し、緊急性や実 現性等を踏まえ、道路整備を推進する。	活用し、緊急性や実 現性等を踏まえ、道路整備を推進する。	
185	<p><b>第11章 防災営農対策計画</b>  第4節 晩霜と低温障害予防対策  第1 農作物対策  4 桑（養蚕）  (1) 霜道、霜穴に当たる凍霜害の常襲地帯では、1～3 齢用桑園の造成又は設置は避ける。また、既設桑園では防霜の準備を行う。  (2) 敷きわらは、被害を大きくするものになるので、早めに取り除くか、すき込んでおく。</p>	<p><b>第11章 防災営農対策計画</b>  第4節 晩霜と低温障害予防対策  第1 農作物対策  <u>(削除)</u></p>	<p>府内で桑（養蚕）の実績がないため現状に即した修正  【農林水産部】</p>
190	<p><b>第13章 文化財災害予防計画</b>  第1節 現状  第1 建築物  国指定建造物は府内に699棟あるが国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている667棟のうち、未設置のものは20棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。  一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1261棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の326棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。  これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）  ・・・防災施設がないため防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2－6参照〕</p>	<p><b>第13章 文化財災害予防計画</b>  第1節 現状  第1 建築物  国指定建造物は府内に701棟あるが国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている667棟のうち、未設置のものは20棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。  一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,277棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の328棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。  これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2－5参照〕</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）  ・・・防災施設がないため防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2－5参照〕</p>	<p>時点修正  【教育庁】</p> <p>資料追記  【教育庁】</p> <p>資料番号修正  【教育庁】</p> <p>時点修正  【教育庁】</p>
	<p>第3 史跡、名勝、天然記念物  府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は139件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、</p>	<p>第3 史跡、名勝、天然記念物  府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は139件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、</p>	

	天然記念物は112件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2-7参照〕	天然記念物は115件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2-7参照〕	
191	第3節 計画の内容 第6 文化財保護対策 1 文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。  (略) 4 文化財の防火に関係のある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。	第3節 計画の内容 第6 文化財保護対策 1 文化財の所有者又は管理団体等に対して、「 <u>文化財所有者のための防災マニュアル</u> 」(京都府・京都市)の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。  (略) 4 文化財の <u>防火・防災に関係のある機関等</u> との連絡、協力体制を確立する。	施策反映 【教育庁】  防災についても追加 【教育庁】
206	(図)大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統 府災害対策課→京都市消防局消防指令センター212-6700→京都市消防局消防救助課212-6731→京都市消防航空隊621-1834→要請地へ	(図)大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統 府災害対策課→京都市消防局消防指令センター212-6750→京都市消防局警防課212-6727→京都市消防航空隊621-1834→要請地へ	京都市消防局組織改正に伴う修正 【京都市】
212	<b>第16章 鉄道施設防災計画</b> 第7節 京阪電気鉄道株式会社の計画 災害警備体制の確立 1 気象観測機器、地震計の整備	<b>第16章 鉄道施設防災計画</b> 第7節 京阪電気鉄道株式会社の計画 災害警備体制の確立 1 気象観測機器の整備	震災対策計画編に関する記載のため削除 【京阪電気鉄道株式会社】
225	<b>第19章 資材器材等整備計画</b> 第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 2 備蓄意識の高揚 府及び市町村は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組(ローリングストック)等を活用するなどして、家庭等において3日分(7日分以上が望ましい)の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努めるよう広報啓発する。	<b>第19章 資材器材等整備計画</b> 第3節 食料及び生活必需品の確保計画 第1 生活物資の備蓄 2 備蓄意識の高揚 府及び市町村は、日常生活で使用するものを少し多めに確保し、使用するたびに補充する取組(ローリングストック)等を活用するなどして、家庭等において3日分(7日分以上が望ましい)の食料、飲料水その他必要な生活物資の備蓄に努める <u>とともに、アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫を行う</u> よう広報啓発する。	女性等多様な視点での防災対策意見交換会における意見の反映 【災害対策課】

227	<p>第7 市町村地域防災計画で定める事項別表 米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）</p> <table border="1" data-bbox="302 288 994 392"> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所(電話番号)</th> </tr> <tr> <td>株式会社京山</td> <td>京都市伏見区横大路鉄ノ本46 (075)611-0201</td> </tr> </table>	名 称	住 所(電話番号)	株式会社京山	京都市伏見区横大路鉄ノ本46 (075)611-0201	<p>第7 市町村地域防災計画で定める事項別表 米穀販売事業者（卸売の業務を営む者）</p> <table border="1" data-bbox="1019 288 1711 392"> <tr> <th>名 称</th> <th>住 所(電話番号)</th> </tr> <tr> <td>京都食料株式会社</td> <td>京都市伏見区横大路橋本町7の3 (075)622-4828</td> </tr> </table>	名 称	住 所(電話番号)	京都食料株式会社	京都市伏見区横大路橋本町7の3 (075)622-4828	事業者の変更 【農林水産部】
名 称	住 所(電話番号)										
株式会社京山	京都市伏見区横大路鉄ノ本46 (075)611-0201										
名 称	住 所(電話番号)										
京都食料株式会社	京都市伏見区横大路橋本町7の3 (075)622-4828										
229	<p>食料品の調達等系統 (2) 米穀の緊急引渡ルート (b) 政府所有米穀の調達</p> <p style="text-align: center;">要請 被災市町村長 → 災害対策課</p> <p>注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。</p>	<p>食料品の調達等系統 (2) 米穀の緊急引渡ルート (b) 政府所有米穀の調達</p> <p style="text-align: center;">要請 <u>（注2）</u> 被災市町村長 → 災害対策課</p> <p>注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。</p> <p>注2 <u>市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。</u> <u>この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。</u></p>	「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続」の一部改正に伴う修正 【農林水産部】								
245	<p>第25章 交通対策及び輸送計画 第2節 緊急通行車両等 第1 確認を行う車両 災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。</p> <p>1～5 (略) 6 <u>清掃、防疫その他の保護衛生に関する事項</u> 7～8 (略)</p>	<p>第25章 交通対策及び輸送計画 第2節 緊急通行車両等 第1 <u>緊急通行車両</u> 災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）として確認を行う車両は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で、次に掲げる事項を目的として使用する車両とする。<u>（災害対策基本法第50条第1項）</u></p> <p>1～5 (略) 6 <u>廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項</u> 7～8 (略)</p>	令和3年11月15日「大規模災害に伴う交通規制実施要領の改訂について（通達）」【警察庁】を踏まえた修正 【府警察本部】								

<p>9 その他災害時の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項</p> <p>第2 緊急通行車両の事前届出制度</p> <p>1 災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。</p> <p>第3 規制除外車両 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示 規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届出書で、車両の使用の本拠を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。 なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性が</p>	<p>9 その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項</p> <p><u>ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急通行路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため規制除外車両として整理する。</u></p> <p>第2 緊急通行車両の事前届出制度</p> <p>第2 緊急通行車両の事前届出制度</p> <p>1 災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。</p> <p>第3 規制除外車両 <u>民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの。</u> <u>大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両で、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないもの。</u></p> <p>1 <u>医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両</u> 2 <u>医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両</u> 3 <u>患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</u> 4 <u>建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</u></p> <p>第4 規制除外車両の事前届出に係る手続の教示</p> <p>規制除外車両についての問い合わせを受けた場合、京都府警察本部の定める規制除外車両事前届出書で、車両の使用の本拠を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。 なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性が</p>	
--	--	--

	あることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるように教示する。	あることから、詳細については必要の都度、警察署に問い合わせるように教示する。									
252	<p><b>第26章 医療助産計画</b>  第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会  (資料)</p> <table border="1"> <tr> <td>地域災害拠点病院</td> <td>京都・乙訓医療圏</td> <td>済生会京都府病院</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第5 災害医療コーディネーターの委嘱</p>	地域災害拠点病院	京都・乙訓医療圏	済生会京都府病院	(略)	<p><b>第26章 医療助産計画</b>  第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会  (資料)</p> <table border="1"> <tr> <td>地域災害拠点病院</td> <td>京都・乙訓医療圏</td> <td>京都済生会病院</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>第5 災害医療コーディネーター等の委嘱</p>	地域災害拠点病院	京都・乙訓医療圏	京都済生会病院	(略)	<p>名称の変更  【健康福祉部】</p> <p>小児・周産期リエゾンを含むため  【健康福祉部】</p>
地域災害拠点病院	京都・乙訓医療圏	済生会京都府病院	(略)								
地域災害拠点病院	京都・乙訓医療圏	京都済生会病院	(略)								
271	<p><b>第34章 避難に関する計画</b>  第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備  第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策</p> <p>府は、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災部局と保健福祉部局が連携して、各対象者の居住地の危険性を確認・点検するとともに、受入れ施設を確保し、連絡・搬送体制を整備する（大規模地震発生時等を除く）。</p>	<p><b>第34章 避難に関する計画</b>  第4節 避難の実施に必要な施設・設備等の整備  第5 新型インフルエンザ等府内感染者発生に備えた対策</p> <p>府は、新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者の被災に備え、防災部局と保健福祉部局が連携して、各対象者の居住地の危険性を確認するよう周知するとともに、市町村と連携して受入れ施設を確保し、避難に関する連絡窓口を整備する（大規模地震発生時等を除く）。</p>	<p>現在の対応に合わせた修正  【健康福祉部】</p>								
276	<p>(表) 避難指示等の発令の参考となる情報  (1) 河川の氾濫等</p> <p>洪水予報河川（避難指示）  ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき(※2)  ※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。</p>	<p>(表) 避難指示等の発令の参考となる情報  (1) 河川の氾濫等</p> <p>洪水予報河川（避難指示）  ・氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき(※2)  ※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。  <u>氾濫危険水位に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合。</u>  <u>・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合。</u></p>	<p>「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正  【京都地方气象台】</p>								
276	<p>水位周知河川（高齢者等避難）  ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。(※1)  ※1 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき</p>	<p>水位周知河川（高齢者等避難）  ・氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき。(※1)  ※1 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき  <u>・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合。</u></p>	<p>「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正  【京都地方气象台】</p>								

276	水位周知河川（避難指示） ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見	水位周知河川（避難指示） ・堤防の決壊につながるような漏水等の発見 ・ <u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合。</u>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
276	左記以外の中小河川、内水等（高齢者等避難） ・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い	左記以外の中小河川、内水等（高齢者等避難） ・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い ・ <u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合。</u>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
276	左記以外の中小河川、内水等（避難指示） ・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる	左記以外の中小河川、内水等（避難指示） ・近隣で浸水が拡大 ・排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる ・ <u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」が出現した場合。</u>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
277	水位周知河川（緊急安全確保） （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）	水位周知河川（緊急安全確保） （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・ <u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合。</u>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
277	洪水予報河川（緊急安全確保） （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）	洪水予報河川（緊急安全確保） （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 ・水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故） ・ <u>氾濫開始相当水位に到達した場合。</u> ・ <u>国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫している可能性（黒）」になった場合。</u>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
277	左記以外の中小河川、内水等（緊急安全確保） （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖	左記以外の中小河川、内水等（緊急安全確保） （災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ・排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖 ・ <u>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合。</u>	「避難情報に関するガイドライン」改訂に伴う修正 【京都地方気象台】
277	(2) 土砂災害 警戒レベル3相当情報 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、 <u>土砂災害警戒</u>	(2) 土砂災害 警戒レベル3相当情報 ・大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、 <u>土砂キキクル</u>	キキクル（危険度分布）の変更 【京都地方気象台】



	判定メッシュ情報で「警戒」と判定された場合	<u>(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u> で「警戒(赤)」と判定された場合	
278	警戒レベル4相当情報 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報で「非常に危険」と判定された場合	警戒レベル4相当情報 ・ <u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u> で「危険(紫)」と判定された場合	キキクル(危険度分布)の変更 【京都地方気象台】
278	警戒レベル5相当情報 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報で「極めて危険」と判定された場合	警戒レベル5相当情報 ・ <u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</u> で「災害切迫(黒)」と判定された場合	キキクル(危険度分布)の変更 【京都地方気象台】
279	第11節 車中避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。 さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所を確保する。 なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。  第1 市町村 市町村は、車中泊の対応方針について地域の実情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。 また、車中避難場所について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する。  第2 府 3 京都府ホームページ上で、府・市町村が位置付けた車中避難場所を周知するとともに、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起する	第11節 車中避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。 さらに、一時的に車で避難する避難者に対応するため、車中避難場所 <u>(車により一時的に安全確保ができる場所)</u> を確保する。 なお、住民の屋外避難に当たっては、市町村があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。  第1 市町村 市町村は、車中泊の対応方針について地域の実情も踏まえ地域防災計画へ記載する。指定避難所における駐車可能台数を把握し、あらかじめ具体的に車中泊避難が可能な場所を選定するとともに、エコノミークラス症候群防止をはじめとした環境整備、支援物資の備蓄等を行う。 また、車中避難場所 <u>(車により一時的に安全確保ができる場所)</u> について、施設管理者と必要に応じて開設のタイミング等を事前調整する  第2 府 3 京都府ホームページ上で、府・市町村が位置付けた車中避難場所 <u>(車により一時的に安全確保ができる場所)</u> を周知するとともに、エコノミークラス症候群の危険性等について注意喚起する	車中避難場所に係る補足を追記 【京都市】

284	<b>第37章 避難に関する計画</b> 第1 現況 (表) 京都府立都市公園 (令和2年年4月1日現在)	<b>第37章 避難に関する計画</b> 第1 現況 (表) 京都府立都市公園 (令和5年4月1日現在)	時点修正 <b>【建設交通部】</b>
	<b>第3編 災害応急対策計画</b>	<b>第3編 災害応急対策計画</b>	
289	<b>第1章 災害対策本部等運用計画</b> 第2節 府の活動体制 第2 災害警戒本部の設置等 5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等 (1) 府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが参集する。  知事直轄組織 (職員長) 危機管理部 府民環境部 健康福祉部 農林水産部 建設交通部 警察本部 教育庁	<b>第1章 災害対策本部等運用計画</b> 第2節 府の活動体制 第2 災害警戒本部の設置等 5 京都府危機管理緊急参集チームの参集等 (1) 府の地域で被害が発生するおそれがあるとき又は被害が発生したときは、危機管理監及び次の関係部局の長等で構成する緊急参集チームが参集する。  知事直轄組織 (職員長) 危機管理部 総合政策環境部 健康福祉部 農林水産部 建設交通部 警察本部 教育庁	組織改正に伴う修正 <b>【災害対策課】</b>
293	第6 事故警戒 (対策) 本部の設置 (図) 事故警戒 (対策) 本部の組織  	第6 事故警戒 (対策) 本部の設置 (図) 事故警戒 (対策) 本部の組織  	組織改正に伴う修正 <b>【災害対策課】</b>
300	(図) 京都府災害対策本部組織図 	(図) 京都府災害対策本部組織図 	組織改正に伴う修正 <b>【災害対策課】</b>

<p>総合政策班 情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班</p> <p>東京連絡班</p>	<p>総合政策班 情報政策・デジタル政策推進班 企画統計班 <u>大学政策班</u> <u>脱炭素社会推進班</u> <u>循環型社会推進班</u> <u>自然環境全班</u> <u>環境管理班</u> 東京連絡班</p>
<p><u>府民環境部</u></p> <p><u>人権啓発推進班</u> <u>府民環境総務班</u> <u>安心・安全まちづくり推進班</u> <u>男女共同参画班</u> <u>府民総合案内・相談センター班</u> <u>消費生活安全班</u> <u>脱炭素社会推進班</u> <u>循環型社会推進班</u> <u>自然環境全班</u> <u>環境管理班</u> <u>公営企画班</u> <u>建設整備班</u></p>	<p><u>文化生活部</u></p> <p><u>人権啓発推進班</u> <u>文化政策班</u> <u>文化生活総務班</u> <u>文化芸術班</u> <u>スポーツ振興班</u></p> <p>文教班</p> <p><u>安心・安全まちづくり推進班</u> <u>男女共同参画班</u> <u>府民総合案内・相談センター班</u> <u>消費生活安全班</u></p>
<p><u>文化スポーツ部</u></p> <p><u>文化スポーツ総務班</u> <u>文化政策班</u></p> <p>文化芸術班 スポーツ振興班 文化スポーツ施設班 文教班 大学政策班</p>	

	<table border="1"> <tr><td>健康福祉部</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>障害者支援班</td></tr> <tr><td>健康対策班</td></tr> <tr><td>医療班</td></tr> <tr><td>生活衛生班</td></tr> <tr><td>薬務班</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>建設交通部</td></tr> <tr><td>水環境対策班</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>港湾班</td></tr> </table>	健康福祉部	(略)	障害者支援班	健康対策班	医療班	生活衛生班	薬務班	建設交通部	水環境対策班	(略)	港湾班	<table border="1"> <tr><td>生活衛生班</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>健康福祉部</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>障害者支援班</td></tr> <tr><td>健康対策班</td></tr> <tr><td>医療班</td></tr> <tr><td>薬務班</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td>建設交通部</td></tr> <tr><td>(略)</td></tr> <tr><td>公営企画班</td></tr> <tr><td>建設整備班</td></tr> <tr><td>水環境対策班</td></tr> <tr><td>港湾班</td></tr> </table>	生活衛生班	健康福祉部	(略)	障害者支援班	健康対策班	医療班	薬務班	建設交通部	(略)	公営企画班	建設整備班	水環境対策班	港湾班	
健康福祉部																											
(略)																											
障害者支援班																											
健康対策班																											
医療班																											
生活衛生班																											
薬務班																											
建設交通部																											
水環境対策班																											
(略)																											
港湾班																											
生活衛生班																											
健康福祉部																											
(略)																											
障害者支援班																											
健康対策班																											
医療班																											
薬務班																											
建設交通部																											
(略)																											
公営企画班																											
建設整備班																											
水環境対策班																											
港湾班																											

301	(表) 災害対策本部の事務分掌				(表) 災害対策本部の事務分掌					組織改正に伴う修正 【災害対策課】																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長及び副部長担当職</th> <th>班名</th> <th>班長担当職</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政策企画部</td> <td>部長 政策企画部長  副部長 政策企画部副部長</td> <td>企画総務班</td> <td>企画総務課長  地域政策室長</td> <td>           1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。            2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。            3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。         </td> </tr> </tbody> </table>	部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	政策企画部	部長 政策企画部長  副部長 政策企画部副部長	企画総務班		企画総務課長  地域政策室長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>部長及び副部長担当職</th> <th>班名</th> <th>班長担当職</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合政策環境部</td> <td>部長 総合政策環境部長  副部長 総合政策環境部副部長  副部長 総合政策環境部技監</td> <td>政策環境総務班</td> <td>政策環境総務課長  地域政策室長</td> <td>           1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。            2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。            3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。         </td> </tr> </tbody> </table>					部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌	総合政策環境部	部長 総合政策環境部長  副部長 総合政策環境部副部長  副部長 総合政策環境部技監	政策環境総務班	政策環境総務課長  地域政策室長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																							
政策企画部	部長 政策企画部長  副部長 政策企画部副部長	企画総務班	企画総務課長  地域政策室長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。																							
部名	部長及び副部長担当職	班名	班長担当職	事務分掌																							
総合政策環境部	部長 総合政策環境部長  副部長 総合政策環境部副部長  副部長 総合政策環境部技監	政策環境総務班	政策環境総務課長  地域政策室長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。																							

			企画統計班	(略)	(略)			企画統計班	(略)	(略)	
								大学政策班	大学政策課長	<u>1 府大学の被害調査に関すること。</u>	
								脱炭素社会推進班	脱炭素社会推進課長	<u>1 部内各班の応援に関すること。</u> <u>2 災害時電気自動車等協力協定団体との連絡調整に関すること。</u>	
								循環型社会推進班	循環型社会推進課長	<u>1 関係機関・団体との連絡調整に関すること。</u> <u>2 廃棄物処理及びし尿処理に関すること。</u>	
								自然環境保全班	自然環境保全課長	<u>1 自然公園等の施設の被害状況調査に関すること。</u>	
								環境管理班	環境管理課長	<u>1 被災に伴う環境への影響把握に関すること。</u>	
			東京連絡班	(略)	(略)			東京連絡班	(略)	(略)	
	府民環境部	部長 府民環境部長 副部長 人権啓発	人権啓発推進班	(略)	(略)						

		推進室長	府民環境総務班									
		副部長 公営企業 監理監兼 副部長	安心・安全まちづくり推進班									
		副部長 府民環境部副部長	男女共同参画班									
		副部長 府民環境部技監	府民総合案内・相談センター班									
			消費生活安全班	(略)	(略)							
			脱炭素社会推進班									
			循環型社会推進班									
			自然環境保全班									
			環境管理班									
			公営企画班									
			建設整備班									

文化スポーツ部	部長 文化スポーツ部長				
	副部長 文化スポーツ部副部長				
	副部長 文化スポーツ部副部長	文化スポーツ総務課	文化スポーツ総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること  2 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。	
		文化政策班	(略)	(略)	
		文化芸術班	(略)	(略)	
		スポーツ振興班	(略)	(略)	
		文化スポーツ施設班	(略)	(略)	
文化生活部	部長 文化生活部長	人権啓発推進班	人権啓発推進室参事	1 隣保館等の被害状況調査に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。	
	副部長 人権啓発推進室長	文化政策班	(略)	(略)	
	副部長 文化生活部副部長	文化生活総務課	文化生活部総務課長	1 部内各班の体制の確立及び関係各部との連絡調整に関すること 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 部内関係ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。	
		文化芸術班	(略)	(略)	
		スポーツ振興班	(略)	(略)	

			大学政 策班	(略)	(略)						
文化ス ポーツ 部								<u>安心・ 安全ま ちづく り推進 班</u>	<u>安心・安 全まちづ くり推進 課長</u>	<u>1 警察との連絡調 整に関すること。</u>	
								<u>男女共 同参画 班</u>	<u>男女共同 参画課長</u>	<u>1 男女共同参画関 係施設の被害状況 調査及び応急措置 に関すること。</u> <u>2 女性関係団体と の連絡調整に関す ること。</u>	
								<u>府民総 合案内 ・相談 センタ ー班</u>	<u>府民総合 案内・相 談センタ ー長</u>	<u>1 被災者に対する 相談活動に関する こと。</u> <u>2 住民の被災地等 に係る照会、質問及 び要望の処理に関 すること。</u>	
								<u>消費生 活安全 班</u>	<u>消費生活 安全セン ター長</u>	<u>1 協定に基づく衣 料、寝具等生活必需 品の救助物資及び 応急復旧資材の確 保及び斡 旋に関す ること。</u> <u>2 その他協定に基 づく応急対策用食 料品の調達又は斡 旋に関すること。</u>	
								<u>生活衛 生班</u>	<u>生活衛生 課長</u>	<u>1 生活衛生に関す ること。</u> <u>2 遺体の埋葬に関 すること。</u>	
						文化生 活部					



										3 <u>獣医師会及び動物愛護関係団体との調整に関すること。</u>	
	健康福祉部	(略)	(略)	(略)	(略)				(略)		
			<u>生活衛生班</u>	<u>(略)</u>	<u>(略)</u>						
			薬務班	(略)	(略)				薬務班		
	商工労働観光部	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
			文化学術研究都市推進班	(略)	(略)			文化学術研究都市推進班	(略)	(略)	
			雇用推進班	雇用推進室長	<u>(略)</u>			<u>労働政策班</u>	<u>労働政策室長</u>	<u>(略)</u>	
			労働政策班	労働政策課長	<u>(略)</u>			<u>雇用推進班</u>	<u>雇用推進課長</u>	<u>(略)</u>	
	建設交通部	部長 建設交通部長	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
		副部長 港湾局長	都市計画班	(略)	(略)			都市計画班	(略)	(略)	
	建設交通部	部長 建設交通部長	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	
		副部長 港湾局長	都市計画班	(略)	(略)			都市計画班	(略)	(略)	

		副部長 建設交通 部副部長	水環境 対策班	(略)	(略)		副部長 建設交通 部副部長				
		副部長 建設交通 部技監	(略)	(略)	(略)		副部長 建設交通 部技監	(略)	(略)	(略)	
							副部長 公営企業 管理監兼 副部長	公営企 画班	公営企 画課長	1 関係機関・団体と の連絡調整に関す ること。 2 飲料用水等の供 給に関すること。	
								建設整 備班	建設整備 課長	1 関係機関・団体と の連絡調整に関す ること。 2 所管施設の被害 状況調査及び応急 復旧に関すること。	
								水環境 対策班	(略)	(略)	
			港湾班	(略)	(略)			港湾班	(略)	(略)	
307	第9節 航空運用調整班運用計画 京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計 画について定める。 なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ド クターヘリ等災害時の航空機の利用について協 議する。 第2 航空運用調整班の所掌事務 航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者 などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付 及び参画機関への任務の分担調整・出勤要請、ヘリ コプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、へ	第9節 航空運用調整班運用計画 京都府災害対策本部航空運用調整班の運用計 画について定める。 なお、あらかじめ消防防災ヘリ、警察ヘリ、ド クターヘリ等災害時の航空機及び無人航空機 の利用について協議する。 第2 航空運用調整班の所掌事務 航空運用調整班は、関係機関の航空機運用関係者 などの参画を得て、ヘリコプターの派遣要請の受付 及び参画機関への任務の分担調整・出勤要請、ヘリ コプターの活動状況の把握及び活動記録の作成、へ	防災基本計画の修正(令和 4年6月)に伴うもの 【災害対策課】								

	<p>リコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。</p>	<p>リコプターの活動基盤の調整、ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供、ヘリコプターの安全運航対策に関する調整などを行うものとする。</p> <p><u>この際、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p>											
309	<p>第13節 現地災害対策本部運用計画 第3 現地災害対策本部の職員</p> <p>(表) 現地対策本部員等</p> <p>現地対策本部員 府民環境部副部長</p> <p>その他職員 教育庁教育監付参事</p>	<p>第13節 現地災害対策本部運用計画 第3 現地災害対策本部の職員</p> <p>(表) 現地対策本部員等</p> <p>現地対策本部員 <u>総合政策環境部副部長</u></p> <p>その他職員 <u>教育庁総務企画課長</u></p>	<p>組織改正に伴う修正 【災害対策課】</p>										
325	<p>(図) 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 福知山市 8(7)-831-8108 (衛星通信系防災情報システム) 八幡市 <u>防災安全課</u></p>	<p>(図) 被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 福知山市 8(7)-831-<u>8109</u> (衛星通信系防災情報システム) 八幡市 <u>危機管理課</u></p>	<p>誤記修正 【福知山市】</p> <p>組織改正に伴う修正 【八幡市】</p>										
326	<p>第3章 通信情報連絡活動計画 第6節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>(表) 被害程度の認定基準</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">非住家被害</td> <td>文教施設</td> <td>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。</td> </tr> </table>	非住家被害	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。	<p>第3章 通信情報連絡活動計画 第6節 市町村地域防災計画で定める事項</p> <p>(表) 被害程度の認定基準</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">非住家被害</td> <td>文教施設</td> <td>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、<u>特別支援学校</u>、及び幼稚園における教育の用に供する施設。</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。</td> </tr> </table>	非住家被害	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、 <u>特別支援学校</u> 、及び幼稚園における教育の用に供する施設。	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。	<p>学校種の名称変更及び誤記修正 【教育庁／災害対策課】</p>
非住家被害	文教施設		小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設。										
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。											
非住家被害	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、 <u>特別支援学校</u> 、及び幼稚園における教育の用に供する施設。											
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもの。											

335	<p><b>第5章 災害救助法の適用計画</b> 市長村人口と減失世帯数（平成27年10月1日国勢調査）</p>	<p><b>第5章 災害救助法の適用計画</b> 市長村人口と減失世帯数（<u>令和2年10月1日</u>国勢調査）</p>	<p>時点修正 【災害対策課】</p>
339	<p><b>第6章 消防活動計画</b> 第2節 計画の内容 第3 火災・災害等の情報及び報告</p>	<p><b>第6章 消防活動計画</b> 第2節 計画の内容 第3 火災・災害等の情報及び報告 <u>（火災・災害等即報要領の一部改正に伴い最新状況に歳差替え）</u></p>	<p>時点修正 【災害対策課】</p>
345	<p><b>第7章 水防計画</b> 第2節 計画の内容 第4 水防活動 1 水防体制 (6) <u>ため池、用水頭首工</u>、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者の水防体制 ア 平常時の巡視 ため池、<u>用水頭首工</u>、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者は平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な箇所を発見したとき（若しくはその操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体（市町村）に連絡して必要な措置を求めなければならない。</p>	<p><b>第7章 水防計画</b> 第2節 計画の内容 第4 水防活動 1 水防体制 (6) <u>ため池、頭首工</u>、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者の水防体制 ア 平常時の巡視 ため池、<u>頭首工</u>、用水ひ門、排水ひ門、排水機各管理者は平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な箇所を発見したとき（若しくはその操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体（市町村）に連絡して必要な措置を求めなければならない。</p>	<p>誤記修正 【農林水産部】</p>
358	<p>第10節 被災者への情報伝達活動</p> <p>被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 (略)</p>	<p>第10節 被災者への情報伝達活動</p> <p><u>第1 被災者への情報提供</u> 被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。 (略)</p> <p><u>第2 安否不明者等の氏名公表</u> <u>1 市町村</u> <u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p><u>2 京都府</u> <u>(1) 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の</u></p>	<p>防災基本計画（令4年6月）の修正に伴うもの 【災害対策課】</p>

		<p>氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくものとする。</p> <p>(2) 府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p>	
360	<p>第12節 車中避難計画</p> <p>大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。</p> <p>また、車中避難場所として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。</p> <p>第1 市町村</p> <p>市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。</p> <p>また、必要に応じて、車中避難場所の開設を要請する。</p> <p>第2 府</p> <p>3 京都府ホームページで、登録制メール、SNS等の方法により、車中避難場所の設置について周知する。</p>	<p>第12節 車中避難計画</p> <p>大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。</p> <p>また、車中避難場所 <u>(車により一時的に安全確保ができる場所)</u> として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受入れる。</p> <p>第1 市町村</p> <p>市町村は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。</p> <p>また、必要に応じて、車中避難場所 <u>(車により一時的に安全確保ができる場所)</u> の開設を要請する。</p> <p>第2 府</p> <p>3 京都府ホームページで、登録制メール、SNS等の方法により、車中避難場所 <u>(車により一時的に安全確保ができる場所)</u> の設置について周知する。</p>	<p>車中避難場所に係る補足を追記</p> <p>【京都市】</p>
365	<p>第10章 食料供給計画</p> <p>第3節 給食に必要な米穀の確保</p> <p>第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>第10章 食料供給計画</p> <p>第3節 給食に必要な米穀の確保</p> <p>第3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達</p> <p>1</p> <p>2</p> <p><u>3 市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することが</u></p>	<p>「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続」の一部改正に伴う修正</p> <p>【農林水産部】</p>

	<p>3 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。</p>	<p>できる。 この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。</p> <p>4 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。</p>	
377	<p><b>第13章 住宅対策計画</b> 府建設交通部 府健康福祉部 近畿中国森林管理局</p>	<p><b>第13章 住宅対策計画</b> 府建設交通部 府文化生活部 近畿中国森林管理局</p>	<p>組織改正に伴う修正 【健康福祉部】</p>
383	<p>(図) 市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統</p> <p>済生会京都府病院</p>	<p>(図) 市町村から府に救護班の応援要請をする場合の連絡系統</p> <p>京都済生会病院</p>	<p>名称変更 【健康福祉部】</p>
385	<p><b>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画</b> 第1節 防疫及び保健衛生計画（府健康福祉部・府農林水産部）</p> <p>第3節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画（府健康福祉部）</p>	<p><b>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画</b> 第1節 防疫及び保健衛生計画（府健康福祉部・府農林水産部・府文化生活部）</p> <p>第3節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画（府文化生活部）</p>	<p>組織改正に伴う修正 【文化生活部】</p>
391	<p><b>第16章 救出救護計画</b> 第2節 計画の内容 第1 救出救護の対象 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者（以下「安否不明者」という。）</p> <p>第3 救出救護の効率化 安否不明者の捜索を迅速に行うため、災害時の安否不明者の氏名等の公表を検討する。</p>	<p><b>第16章 救出救護計画</b> 第2節 計画の内容 第1 救出救護の対象 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者 2 <u>当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）</u></p> <p>第3 <u>安否不明者等の氏名公表</u> 1 <u>市町村</u> 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。 2 <u>京都府</u> (1) 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合</p>	<p>防災基本計画（令4年6月）の修正に伴うもの 【災害対策課】</p>

		<p><u>に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。</u></p> <p>(2) <u>府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u></p>	
397	<p><b>第19章 文教応急対策計画</b>  第5節 教育に関する応急措置  第5 学用品の調達及び配分  2 災害救助法が適用されない場合  (1) 教科書  イ 府立学校の児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。</p>	<p><b>第19章 文教応急対策計画</b>  第5節 教育に関する応急措置  第5 学用品の調達及び配分  2 災害救助法が適用されない場合  (1) 教科書  イ <u>府立特別支援学校の小学部児童</u>及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。</p>	<p>正確な表現に修正  【教育庁】</p>
400	<p><b>第20章 輸送計画</b>  第5節 緊急通行車両の取扱い（府警察本部）  第2 確認に関する手続き  1 確認の申請  交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両の確認申請があった場合は、<u>緊急通行車両等確認申請書（別記第1号様式。以下この節において「確認申請書」という。）</u>及び（略）  2 確認証明書の交付  (1) <u>緊急通行車両等確認申請書受理簿（別記第2号様式）</u>に、（略）  (2) <u>災害対策基本法施行規則別記第3の標章（別記第3号様式）</u>に所定の事項を記入の上、（略）  (3) <u>災害対策基本法施行規則別記様式第4の緊急通行車両確認証明書（別記第4号様式）</u>に各所属別の確認番号を付し、（略）</p>	<p><b>第20章 輸送計画</b>  第5節 緊急通行車両の取扱い（府警察本部）  第2 確認に関する手続  1 確認の申請  交通規制課長等は、車両の使用者等から、緊急通行車両の確認申請があった場合は、<u>別記様式第5「緊急通行車両等確認申請書」</u>、以下この節において「<u>確認申請書</u>」という。）及び（略）  2 確認証明書の交付  (1) <u>別記様式第6「緊急通行車両等確認申請書受理簿」</u>に、  (2) <u>災害対策基本法施行規則の別記様式第3「標章」</u>に所定の事項を記入の上、  (3) <u>災害対策基本法施行規則の別記様式第4「緊急通行車両確認証明書」</u>に各所属別の確認番号を付し、</p>	<p>災害対策基本法施行規則との整合を図る  【府警察本部】</p>
410	<p><b>第21章 交通規制に関する計画</b>  第2節 交通規制対策  第1 関係機関の対策  1 府警察本部等の対策  (4) 警察は、（略）  (7) 災害派遣を命ぜられた自衛官又は自衛官又は消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両又は、消防用緊急通行</p>	<p><b>第21章 交通規制に関する計画</b>  第2節 交通規制対策  第1 関係機関の対策  1 府警察本部等の対策  (4) 警察及び<u>道路管理者</u>は、（略）  (7) 災害派遣を命ぜられた自衛官又は自衛官又は消防吏員は、自衛隊<u>車両（緊急通行車両）</u>又は、消防</p>	<p>災害対策基本法に基づく交通規制は道路管理者においても実施可能なことから追記  【府警察本部】</p>

	車両の円滑な通行のため、警察官がその場にはいない場合に限り(5)の規程を準用することができる。	<u>車及び救急車(規制除外車両)</u> の円滑な通行のため、警察官がその場にはいない場合に限り(5)の規程を準用することができる。	
	(9) 警察は、(略)	(9) 警察 <u>及び道路管理者</u> は、(略)	
411	6 京都府道路公社 災害・異常気象等により <u>京都縦貫自動車道</u> 等の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「 <u>京都縦貫自動車道(綾部宮津道路・丹波綾部道路)山陰近畿自動車道(宮津与謝道路・野田川大宮道路)防災業務要領</u> 」に示す。	6 京都府道路公社 災害・異常気象等により <u>山陰近畿自動車道</u> の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を「 <u>山陰近畿自動車道(宮津与謝道路・野田川大宮道路)防災業務要領</u> 」に示す。	京都縦貫自動車道の京都府道路公社から西日本高速道路(株)への移管を踏まえた修正 【災害対策課】
414	(表) 西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準	(表) 西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準 <u>(最新状況に差替え)</u>	時点修正 【西日本高速道路株式会社】
416	(表) <u>京都縦貫自動車道</u> 山陰近畿自動車道防災業務要領	(表) 山陰近畿自動車道防災業務要領 <u>(京都縦貫自動車道分を削除)</u>	京都縦貫自動車道の京都府道路公社から西日本高速道路(株)への移管を踏まえた修正 【災害対策課】
417	(図) 道路・交通の災害情報等の伝達系統 京都市行財政局防災危機管理室 <u>212 - 6792</u> 衛星通信系防災情報システム	(図) 道路・交通の災害情報等の伝達系統 京都市行財政局防災危機管理室 <u>222 - 3210</u> 衛星通信系防災情報システム	電話番号の修正 【京都市】
419	令和3年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(別表1) 令和4年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準(別表2)	令和5年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準(別表1) 令和5年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準(別表2)	時点修正 【建設交通部】
453	第25章 鉄道施設応急対策計画 第6節 京阪電気鉄道株式会社の計画	第25章 鉄道施設応急対策計画 第6節 京阪電気鉄道株式会社の計画 <u>第1 災害への対応方針</u> <u>1 旅客及び社員の安全の確保を最優先する</u> <u>2 事業活動に必要な資産の確保を図る</u> <u>3 行政・関係先等との協力・連携、旅客への適切な情報発信に努める</u> <u>4 可能な限り旅客輸送サービスの提供を継続し、被災区間の早期の復旧を果たす</u>	災害への対応方針を明文化したことによる追記 【京阪電気鉄道株式会社】



	<p>第1 計画の内容</p> <p>災害発生時における応急処理に関しては、<u>社内の危機管理規程及び鉄道災害対策規則の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。</u></p> <p>更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて、<u>非常災害組織</u>を設けるとともに、災害の程度によって、<u>現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現場に現地本部を設置し応急対策にあたる。</u></p>	<p>第2 計画の内容</p> <p>災害発生時における応急<u>対策</u>は、<u>鉄道災害対策規則及び関連規程類の定めるところにより実施するものとする。</u></p> <p>更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡、非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて、<u>非常時組織</u>を設けるとともに、災害の程度によって、<u>現地に非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現場復旧本部</u>を設置し応急対策にあたる。</p>	
463	<p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第5節 上下水道施設応急対策計画</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>1 被害状況の収集及び伝達</p> <p>下水道事業者は、災害対策本部の設置等している場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</p>	<p>第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画</p> <p>第5節 上下水道施設応急対策計画</p> <p>第2 下水道施設</p> <p>1 被害状況の収集及び伝達</p> <p>下水道<u>管理</u>者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</p>	<p>標記の統一</p> <p>【建設交通部】</p>
	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p>	
518	<p>第1章 生活確保対策計画</p> <p>第4節 融資計画</p> <p>第2 内容</p> <p>1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与</p> <p>(1) 貸与対象者</p> <p>府のいずれかの区域に災害救助法が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害をうけた世帯の世帯主</p> <p>(2) 貸付限度額</p> <p>世帯主の負傷 1,500,000 円</p> <p>世帯主の負傷と家財の損害 2,500,000円</p>	<p>第1章 生活確保対策計画</p> <p>第4節 融資計画</p> <p>第2 内容</p> <p>1 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸与</p> <p>(1) 貸与対象者</p> <p>府のいずれかの区域に災害救助法第2条第1項が適用された災害（自然災害に限る）により次の被害をうけた世帯の世帯主</p> <p>(2) 貸付限度額</p> <p>世帯主の負傷 1,500,000 円</p> <p>世帯主の負傷と家財の<u>1/3以上</u>の損害2,500,000円</p>	<p>災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴う修正</p> <p>【健康福祉部】</p>

	世帯主の負傷と住居の半壊 2,700,000円 世帯主の負傷と住居の全壊 3,500,000円 家財の損害 1,500,000円	世帯主の負傷と住居の半壊 2,700,000円 世帯主の負傷と住居の全壊 3,500,000円 家財の1/3以上の損害 1,500,000円	対象となる損害の程度をより正確に示す 【健康福祉部】
519	第5節 災害弔慰金支給計画 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金の支給 (1) 支給対象者 次のいずれかの災害(自然災害に限る)により死亡した者の遺族 ア 1市町村当たり全壊5世帯(半壊1/2世帯、床上浸水1/3世帯に換算)以上の被害が生じた災害 イ 府のいずれかの地域に災害救助法が適用された災害 ウ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合  (2) 支給額 ア 主たる生計維持者の死亡 1人当たり 5,000,000円 イ その他の者の死亡 1人当たり 2,500,000円 (3)～(4) (略)	第5節 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画 <u>1</u> 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害弔慰金の支給 (1) 支給対象者 次のいずれかの災害(自然災害に限る)により死亡した者の遺族 <u>ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>イ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害</u> <u>ウ 都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害</u> <u>エ 災害救助法2条1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u> (2) 支給額 ア 主たる生計維持者の死亡 1人当たり 5,000,000円 イ その他の者の死亡 1人当たり 2,500,000円 (3)～(4) (略)	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に 伴う修正(災害障害見舞金の追記) 【健康福祉部】
	(新規)	<u>2 「災害弔慰金の支給等に関する法律」による災害障害見舞金の支給</u> (1) 支給対象者 <u>次のいずれかの災害(自然災害に限る)により「災害弔慰金の支給等に関する法律 別表」に掲げる程度の障害がある者</u> <u>ア 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>イ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害</u> <u>ウ 都道府県内において災害救助法2条1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害</u> <u>エ 災害救助法2条1項が適用された市町村をその</u>	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に 伴う修正(災害障害見舞金の追記) 【健康福祉部】

		<u>区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u> <u>(2) 支給額</u> <u>ア 生計維持者が自然災害により重度の障害を受けた場合 2,500,000円</u> <u>イ その他の者が自然災害により重度の障害を受けた場合 1,250,000円</u> <u>(3) 実施主体</u> <u>市町村</u> <u>(4) 費用の負担区分</u> <u>国 2 / 4 府 1 / 4 市町村 1 / 4</u>	
523	第8節 金融措置計画 第2 内容 2 日本銀行京都支店の措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分 の猶予等の特別措置をとること。	第8節 金融措置計画 第2 内容 2 日本銀行京都支店の措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ウ 被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。	手形交換所廃止（令和4年11月2日）のため 【日本銀行京都支店】
全編共通	<u>令和5年4月1日付組織改正に伴う修正</u>		
全編共通	八幡市 <u>防災安全課</u>	八幡市 <u>危機管理課</u>	組織改正に伴う修正 【八幡市】

様式

区 分	一般 ・ <b>震災</b> ・ 原子力 ・ 事故
-----	---------------------------

頁	現行	修正	修正理由
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
6	<b>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 第3節 指定地方行政機関 12 大阪管区気象台（京都地方気象台） (2) 気象、地象及び水象の予報（ <u>地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る</u> ）並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説	<b>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b> 第3節 指定地方行政機関 12 大阪管区気象台（京都地方気象台） (2) 気象、地象（ <u>地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る</u> ）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説	気象庁「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」と整合 <b>【京都地方気象台】</b>
23	<b>第3章 京都府の地勢の概要</b> 第3節 京都府域における地震活動 第2 最近の地震活動 京都府とその周辺における最近の地震活動を見ると、中央構造線以北の内帯の活断層帯では、主な活断層帯付近に震央が集中している。京都の西方にある六甲一淡路断層帯に地震活動が集中しているが、これは主に平成7年兵庫県南部地震の余震である。京都盆地の西側の有馬一高槻構造線活断層帯は、丹波山地の集中的地震活動の南限となっている。丹波山地の中には他にも多くの活断層があり、それらの活動があると京都府域に震度5強程度の揺れが生じる。特に、三峠断層帯、京都西山断層帯の活動には注意が必要である。	<b>第3章 京都府の地勢の概要</b> 第3節 京都府域における地震活動 第2 最近の地震活動 京都府とその周辺における最近の地震活動を見ると、中央構造線以北の内帯の活断層帯では、主な活断層帯付近に震央が集中している。京都の西方にある六甲一淡路断層帯に地震活動が集中しているが、これは主に平成7年兵庫県南部地震の余震である。京都盆地の西側の有馬一高槻構造線活断層帯は、丹波山地の集中的地震活動の南限となっている。丹波山地の中には他にも多くの活断層があり、それらの活動があると京都府域に震度5強程度の揺れが生じる。特に、三峠断層帯、京都西山断層帯の活動には注意が必要であり、 <u>2022年3月には京都西山断層帯付近で最大震度4の地震が発生、その後も同程度の地震が発生するなどしばらくの間活発な地震活動が続いた。</u>	最近の地震活動について追記 <b>【京都地方気象台】</b>
29	<b>第4章 震災の想定</b> 第1節 京都府内における直下型地震による震度予測等及び被害予測 第1 地震の発生場所及び地震の規模の想定	<b>第4章 震災の想定</b> 第1節 京都府内における直下型地震による震度予測等及び被害予測 第1 地震の発生場所及び地震の規模の想定	京都府における地震・津波による被害想定、地震・津波被害総括表との整合 <b>【建設交通部】</b>

	番号	対象震源断層		番号	対象震源断層		
	1	花折断層	花折断層	1	花折断層	花折断層	
	2		桃山-鹿ヶ谷	2	花折断層	桃山-鹿ヶ谷	
	7	西山断層帯	殿田-神吉-越畑	7	西山断層帯	殿田-神吉-越畑	
	13	郷村断層		13	郷村断層		
	16	琵琶湖西岸断層帯	琵琶湖西岸断層帯	16	琵琶湖西岸断層帯		
	<b>第2編 災害予防計画</b>			<b>第2編 災害予防計画</b>			
62	<b>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</b> 第4節 上下水道施設防災計画 第2 下水道施設防災計画 2 計画の内容 (7) 府及び下水道事業者は、円滑な応急復旧活動を行うため、被災時の行動マニュアル等を策定・活用するものとする。			<b>第1章 建築物・公共施設等安全確保計画</b> 第4節 上下水道施設防災計画 第2 下水道施設防災計画 2 計画の内容 (7) 府及び下水道管理者は、円滑な応急復旧活動を行うため、被災時の行動マニュアル等を策定・活用するものとする。			標記の統一 <b>【建設交通部】</b>
65	<b>第6節 都市公園施設防災計画</b> 第1 現況 府立都市公園は、現在12箇所、425.7ヘクタールある。都市公園は、震災時に避難地、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。 (表) 京都府立都市公園(令和2年4月1日現在)			<b>第6節 都市公園施設防災計画</b> 第1 現況 府立都市公園は、現在12箇所、425.7haある。都市公園は、震災時に避難地、緩衝緑地等の機能を有するとともに、防災活動の拠点となる施設である。 (表) 京都府立都市公園(令和5年4月1日現在)			標記の統一 <b>【建設交通部】</b>  時点修正 <b>【建設交通部】</b>
	<b>第8節 鉄道施設防災計画</b> 第7 京阪電気鉄道株式会社の計画 地震時体制の確立 1 地震計の設置 2 本社、運転指令所崩壊の場合の代替場所の確保 3 連絡通報系統の各人への徹底 4 非常時の各人の出勤場所と役割の明確化及び責任者の選定基準策定 5 非常用機材、飲料水、食料の調達方法の確立 6 防災訓練の実施			<b>第8節 鉄道施設防災計画</b> 第7 京阪電気鉄道株式会社の計画 地震時体制の確立 1 地震計の設置 2 本社、運転指令所崩壊の場合の代替場所の確保 3 連絡通報系統の周知徹底 4 非常時の各人の出勤場所と役割の明確化及び責任者の選定基準策定 5 非常用機材の調達方法の確立、飲料水・食料の備蓄 6 防災訓練の実施			表現方法の見直し <b>【京阪電気鉄道株式会社】</b>
75	<b>第9節 道路及び橋梁防災計画</b> 第1 現況 (表) 表2.1.3 府管理道路状況一覧表			<b>第9節 道路及び橋梁防災計画</b> 第1 現況 (表) 表2.1.3 府管理道路状況一覧表			時点修正 <b>【建設交通部】</b>

	<p>管理延長(km) (令和2.4.1)</p> <p>一般国道 459.2</p> <p>主要地方道 885.4</p> <p>一般府道 825.4</p> <p>計 2,170.0</p> <p>橋梁箇所数 (令和2.3.31)</p> <p>一般国道 563</p> <p>主要地方道 903</p> <p>一般府道 788</p> <p>計 2,254</p>	<p>管理延長(km) (令和3.4.1)</p> <p>一般国道 460.7</p> <p>主要地方道 882.2</p> <p>一般府道 825.2</p> <p>計 2,168.1</p> <p>橋梁箇所数 (令和3.4.1)</p> <p>一般国道 555</p> <p>主要地方道 891</p> <p>一般府道 785</p> <p>計 2,231</p>	
77	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画</p> <p>第2 治山事業</p> <p>1 現況</p> <p>府内森林面積342,577haのうち約105,739haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する。災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。</p> <p>第3 山地災害危険地区の周知等</p> <p>3 地域住民への周知</p> <p>(表) 山地災害危険地区数 (平成30年3月現在)</p> <p>(表) 表2.1.5 土砂災害警戒区域等一覧表 (平成29年11月末現在)</p> <p>(表) 表2.1.7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧</p>	<p>第11節 砂防及び治山施設防災計画</p> <p>第2 治山事業</p> <p>1 現況</p> <p>府内森林面積342,450haのうち約106,115haは水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備等の保安林に指定されているが、都市化が進み山地にまで開発が及んでいることなどにより、近年山地に起因する。災害は増加する傾向にあり、保全対策が増大してきている。</p> <p>第3 山地災害危険地区の周知等</p> <p>3 地域住民への周知</p> <p>(表) 山地災害危険地区数 (令和4年3月現在)</p> <p>(表) 表2.1.5 土砂災害警戒区域等一覧表 (令和4年3月現在)</p> <p>(表) 表2.1.7 急傾斜地崩壊危険区域の指定箇所一覧 (最新状況に差し替え)</p>	<p>時点修正</p> <p>【農林水産部】</p>
90	<p>第14節 ダム等防災計画</p> <p>第2 計画の方針</p> <p>さらに、ダム堰堤、取排水、放流設備、電気設備等を点検して、改築、改良、修理、補強等を実施する。</p>	<p>第14節 ダム等防災計画</p> <p>第2 計画の方針</p> <p>さらに、ダム、堰堤、取排水、放流設備、電気設備等を点検して、改築、改良、修理、補強等を実施する。</p>	<p>河川法の記載に合わせた修正</p> <p>【河川課】</p>

92	<p>表2.1.8(1) ダム諸元一覧 天ヶ瀬ダム 工期：自 昭和32年 4月 至 昭和40年 3月</p> <p>放水管 高圧ローラーゲート3門</p> <p>計画高水量 <u>1,360</u>m<sup>3</sup>/s 調整後流量 <u>840</u>m<sup>3</sup>/s <u>二次調整</u> <u>160</u>m<sup>3</sup>/s</p> <p>図2.1.2(1) ダム放流通報の連絡系統：大野ダム</p> <p>大野ダム総合管理事務所→京丹波町（和知支所）</p>	<p>表2.1.8(1) ダム諸元一覧 天ヶ瀬ダム 工期：自 昭和32年 4月 至 昭和40年 3月 <u>(再開発) 自 平成元年 4月</u> <u>至 令和 5年 1月</u></p> <p>放水管 高圧ローラーゲート3門 <u>高圧ラジアルゲート2門 (再開発)</u></p> <p>計画高水量 <u>2,080</u>m<sup>3</sup>/s 調整後流量 <u>1,140</u>m<sup>3</sup>/s <u>2次調節</u> <u>250</u>m<sup>3</sup>/s</p> <p>図2.1.2(1) ダム放流通報の連絡系統：大野ダム</p> <p>大野ダム総合管理事務所→京丹波町</p>	<p>天ヶ瀬ダムトンネル式放流設備の運用開始を踏まえた修正 【近畿地方整備局】</p> <p>連絡系統の修正 【建設交通部】</p>
112	<p><b>第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画（各機関）</b> 第1節 地震情報及び津波警報等の伝達計画 第1 京都地方気象台 1 地震情報及び津波警報等の種類 長周期地震動に関する観測情報 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</p>	<p><b>第3章 地震情報及び津波警報等の伝達計画（各機関）</b> 第1節 地震情報及び津波警報等の伝達計画 第1 京都地方気象台 1 地震情報及び津波警報等の種類 長周期地震動に関する観測情報 高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約<u>10</u>分後に気象庁ホームページ上に掲載）。</p>	<p>気象庁「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」と整合 【京都地方気象台】</p>
114	<p>第7 震度観測 7 京都市関係 北区（紫竹）、<u>北区（中川）、上京区（今出川御前）、左京区（田中）、左京区（岩倉）、左京区（大原）、左京区（鞍馬）、左京区（花脊）、中京区（河原町御池）、東山区（清水）、山科区（西野）、南区（西九条）、右京区（太秦）、右京区（嵯峨）、右京区（嵯峨嵯原）、右京区（京北周山町）、西京区（榎原）、西京区（大枝）、伏見区（竹田）、<u>伏見区（淀）、伏見区（久我）、伏見区（向島）、伏見区（醍醐）</u></u></p>	<p>第7 震度観測 7 京都市関係 北区（紫竹）、左京区（田中）、中京区（河原町御池）、東山区（清水）、山科区（西野）、南区（西九条）、右京区（太秦）、西京区（榎原）、西京区（大枝）、伏見区（竹田）、伏見区（醍醐）</p>	<p>京都市管理震度計機器（12観測点）の廃止 【京都地方気象台】</p>

	8 国立研究開発法人防災科学技術研究所 福知山市、舞鶴市、伊根町、京丹後市久美浜町、京都市左京区（ <u>花脊</u> ）、京都市山科区、宇治市、亀岡市	8 国立研究開発法人防災科学技術研究所 福知山市、舞鶴市、伊根町、京丹後市久美浜町、京都市左京区（ <u>広河原</u> ）、京都市山科区、宇治市、亀岡市	震度観測点の移設 【京都地方気象台】								
127	第2節 津波予報等の伝達計画 (図) 図2.3.3 大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統	第2節 津波予報等の伝達計画 (図) 図2.3.3 大津波警報、津波警報及び津波注意報の連絡系統 <u>(最新状況に差し替え)</u>	気象業務法施行令に基づく法定伝達機関及び、特別警報（大津波警報）の伝達経路を明記 【京都地方気象台】								
134	第4章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会 (資料) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">地域災害拠点病院</td> <td style="width: 25%;">京都・乙訓医療圏</td> <td style="width: 25%;">済生会京都府病院</td> <td style="width: 25%;">(略)</td> </tr> </table>	地域災害拠点病院	京都・乙訓医療圏	済生会京都府病院	(略)	第4章 医療助産計画 第2節 計画の内容 第3 基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院及び京都府災害拠点病院等連絡協議会 (資料) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">地域災害拠点病院</td> <td style="width: 25%;">京都・乙訓医療圏</td> <td style="width: 25%;">済生会京都府病院</td> <td style="width: 25%;">(略)</td> </tr> </table>	地域災害拠点病院	京都・乙訓医療圏	済生会京都府病院	(略)	名称変更 【健康福祉部】
地域災害拠点病院	京都・乙訓医療圏	済生会京都府病院	(略)								
地域災害拠点病院	京都・乙訓医療圏	済生会京都府病院	(略)								
142	図2.5.1(4) 大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統 府災害対策課→京都市消防局消防指令センター212-6700→京都市消防局消防救助課212-6731→京都市消防航空隊621-1834→要請地へ	図2.5.1(4) 大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動を要請するときの連絡系統 府災害対策課→京都市消防局消防指令センター212-6750→京都市消防局警防課212-6727→京都市消防航空隊621-1834→要請地へ	京都市消防局組織改正に伴う修正 【京都市】								
151	第7章 津波災害予防計画 第2節 計画の内容 第3 防災知識の普及、防災教育 3 津波に係る防災教育	第7章 津波災害予防計画 第2節 計画の内容 第3 防災知識の普及、防災教育 3 津波に係る防災教育 <u>4 緊急地震速報関係</u> <u>(1) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動</u> <u>緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。</u> <u>(2) 普及啓発の推進</u> <u>国、公共機関、地方公共団体等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努めるものとする。</u>	緊急地震速報について追記 【京都地方気象台】								



		(3) <u>緊急地震速報を取り入れた訓練</u> <u>国及び地方公共団体は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</u>													
163	<b>第9章 災害応急対策物資確保計画</b> 第2節 食料及び生活必需品の確保計画 表2.9.1(1)米穀販売事業者（卸売の業務を営む者） <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> <tr> <td>株式会社 京山</td> <td>京都市伏見区横大路 鍬ノ本46</td> <td>(075)611-0201</td> </tr> </table>	名称	住所	電話番号	株式会社 京山	京都市伏見区横大路 鍬ノ本46	(075)611-0201	<b>第9章 災害応急対策物資確保計画</b> 第2節 食料及び生活必需品の確保計画 表2.9.1(1)米穀販売事業者（卸売の業務を営む者） <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> <tr> <td><u>京都食料株式会社</u></td> <td><u>京都市伏見区横大路 橋本町7の3</u></td> <td><u>(075)622-4828</u></td> </tr> </table>	名称	住所	電話番号	<u>京都食料株式会社</u>	<u>京都市伏見区横大路 橋本町7の3</u>	<u>(075)622-4828</u>	事業者の変更 【農林水産部】
名称	住所	電話番号													
株式会社 京山	京都市伏見区横大路 鍬ノ本46	(075)611-0201													
名称	住所	電話番号													
<u>京都食料株式会社</u>	<u>京都市伏見区横大路 橋本町7の3</u>	<u>(075)622-4828</u>													
164	第2節 食料及び生活必需品の確保計画 食料品の調達等系統 (2) 図2.9.2 米穀の緊急引渡ルート (b) 政府所有米穀の調達  <div style="text-align: center;"> <p>要請</p> <p>被災市町村長 <math>\xrightarrow{\text{要請}}</math> 災害対策課</p> </div> 注 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。	第2節 食料及び生活必需品の確保計画 食料品の調達等系統 (2) 図2.9.2 米穀の緊急引渡ルート (b) 政府所有米穀の調達  <div style="text-align: center;"> <p>要請 (注2)</p> <p>被災市町村長 <math>\xrightarrow{\text{要請 (注2)}}</math> 災害対策課</p> </div> 注1 府災害対策本部設置後は、市町村長からの応援要請については、府災害対策本部あて行うものとする。 <u>注2 市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。</u> <u>この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。</u>	災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続」の一部改正に伴う修正 【農林水産部】												
172	<b>第12章 文化財災害予防計画</b> 第1節 現状 第1 建築物 国指定建造物は府内に699棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている667棟のうち、未設置のものは20棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。	<b>第12章 文化財災害予防計画</b> 第1節 現状 第1 建築物 国指定建造物は府内に701棟あるが、国有及び石造物を除いた自火報設備の設置が義務付けられている667棟のうち、未設置のものは20棟である。また、自火報設備、消火設備、避雷針等を備えた総合的な防災設備が完備されているものは約半数である。	時点修正 【教育庁】												

	<p>一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,261棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の326棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。</p> <p>これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）  ・ ・ ・ 防災施設がないため防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2－6参照〕</p>	<p>一方、府指定・登録・暫定登録文化財建造物は1,277棟を数えるが、自火報設備は設置が義務付けられている指定建造物の328棟のうち約85%に設置されているが、登録建造物では約半数である。また、総合的な防災設備については、設置され始めたところである。</p> <p>これら国・府指定等文化財ともに、設置促進に向け指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2－6参照〕</p> <p>第2 美術工芸品（有形民俗文化財を含む）  ・ ・ ・ 防災施設がないため防災上の措置について指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2－5参照〕</p>	<p>資料追記  【教育庁】</p> <p>資料番号修正  【教育庁】</p>
172	<p>第3 史跡、名勝、天然記念物  府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は139件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は112件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の指定件数は、資料編2－7参照〕</p>	<p>第3 史跡、名勝、天然記念物  府内に国指定の史跡、名勝、天然記念物は139件（二府県にまたがるもの、地域を定めていないものは除く。）、府指定・登録・暫定登録の史跡、名勝、天然記念物は115件あるが、指定地域内にある建造物については、国・府指定等建造物に準じて指導助言を行っている。〔市町村別の国指定件数は、資料編2－7参照〕</p>	<p>時点修正  【教育庁】</p>
173	<p>第3節 計画の内容  第6 文化財保護対策  1 文化財の所有者又は管理団体等に対して、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。</p> <p>(略)</p> <p>4 文化財の防火に係りのある消防関係機関等との連絡、協力体制を確立する。</p>	<p>第3節 計画の内容  第6 文化財保護対策  1 文化財の所有者又は管理団体等に対して、<u>「文化財所有者のための防災マニュアル」(京都府・京都市)の周知を図り</u>、防災組織の活用、災害時における防災の方法等の防災措置についての指導を徹底する。</p> <p>(略)</p> <p>4 文化財の<u>防火・防災に係りのある機関等</u>との連絡、協力体制を確立する。</p>	<p>施策反映  【教育庁】</p> <p>防災についても追加  【教育庁】</p>

	<b>第3編 災害応急対策計画</b>	<b>第3編 災害応急対策計画</b>							
204	<b>第1章 災害対策本部等運用計画</b> 第3節 府の活動体制（各機関） 第7 現地災害対策本部運用計画  （別表） 現地対策本部員 <u>府民環境部副部長</u>  その他職員 教育庁教育監付参事	<b>第1章 災害対策本部等運用計画</b> 第3節 府の活動体制（各機関） 第7 現地災害対策本部運用計画  （別表） 現地対策本部員 <u>総合政策環境部副部長</u>  その他職員 <u>教育庁総務企画課長</u>	組織改定に伴う修正 【災害対策課】						
224	<b>第2章 通信情報連絡活動計画</b> 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 （図）被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 福知山市 8（7）831-8108 （衛星通信系防災情報システム）  八幡市 防災安全課	<b>第2章 通信情報連絡活動計画</b> 第3節 災害情報、被害状況等の収集伝達 （図）被災市町村長からの災害情報等の伝達系統 福知山市 8（7）831- <u>8109</u> （衛星通信系防災情報システム）  八幡市 <u>危機管理課</u>	誤記修正 【福知山市】  組織改正に伴う修正 【八幡市】						
228	第3 責務 1 市町村 表3.2.2 被害程度の認定基準 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">非 住 家 被 害</td> <td style="width: 10%;">文教施設</td> <td>小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、大学、高等専門学校、<u>盲 学校、聾学校、養護学校、及び幼稚 園における教育の用に供する施設。</u></td> </tr> </table>	非 住 家 被 害	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、大学、高等専門学校、 <u>盲 学校、聾学校、養護学校、及び幼稚 園における教育の用に供する施設。</u>	第3 責務 1 市町村 表3.2.2 被害程度の認定基準 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">非 住 家 被 害</td> <td style="width: 10%;">文教施設</td> <td>小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、大学、高等専門学校、<u>特 別支援学校、及び幼稚園における教 育の用に供する施設。</u></td> </tr> </table>	非 住 家 被 害	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、大学、高等専門学校、 <u>特 別支援学校、及び幼稚園における教 育の用に供する施設。</u>	学校種の名称変更及び誤 記修正 【教育庁／災害対策課】
非 住 家 被 害	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、大学、高等専門学校、 <u>盲 学校、聾学校、養護学校、及び幼稚 園における教育の用に供する施設。</u>							
非 住 家 被 害	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、大学、高等専門学校、 <u>特 別支援学校、及び幼稚園における教 育の用に供する施設。</u>							
254	<b>第5章 救出救助計画</b> 第2 計画の内容 第1 救出救護の対象 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者 2 <u>地震災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般 の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明 の状態にある者（以下「安否不明者」という。）</u>  第3 救出救護の効率化 <u>安否不明者の捜索を迅速に行うため、災害時の安</u>	<b>第5章 救出救助計画</b> 第2 計画の内容 第1 救出救護の対象 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者 2 <u>当人と連絡が取れず、行方不明者となる疑いのある 者、または当該災害が原因で所在不明となり、かつ、 死亡の疑いのある者（以下「安否不明者等」という。）</u>  第3 <u>安否不明者等の氏名公表</u> <u>1 市町村</u>	防災基本計画（令和4年6 月）の修正に伴うもの 【災害対策課】						

	<u>否不明者の氏名等の公表を検討する。</u>	<u>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u> <u>2 京都府</u> <u>(1) 府は、発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。</u> <u>(2) 府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</u>	
270	<b>第9章 輸送計画</b> 図3.9.1 輸送計画の連絡系統 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 京都市消防局消防指令センター212-6700	<b>第9章 輸送計画</b> 図3.9.1 輸送計画の連絡系統 3 ヘリコプターによる空輸を要請する場合 京都市消防局消防指令センター212- <u>6750</u>	番号変更 【京都市】
279	<b>第10章 交通規制に関する計画</b> 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 6 京都府道路公社 災害・異常気象等により <u>京都縦貫自動車道</u> 等の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を表3.10.2「 <u>京都縦貫自動車道（綾部宮津道路・丹波綾部道路）山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領</u> 」に示す。	<b>第10章 交通規制に関する計画</b> 第2節 交通規制対策 第1 関係機関の対策 6 京都府道路公社 災害・異常気象等により <u>京都縦貫自動車道</u> 等の通行が危険と認められる場合は、京都府道路公社はその状況に応じて通行規制を行う。この場合の規制方法・基準等を表3.10.2「 <u>京都縦貫自動車道（綾部宮津道路・丹波綾部道路）山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領</u> 」に示す。	京都縦貫自動車道の京都府道路公社から西日本高速道路（株）への移管に伴う修正 【建設交通部】
283	(表) 西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準	(表) 西日本高速道路株式会社関西支社所管の高速道路等の通行規制基準 <u>(最新状況に差替え)</u>	時点修正 【建設交通部】
285	(表) 表3.10.2 <u>京都縦貫自動車道（綾部宮津道路・丹波綾部道路）山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領</u>	(表) 表3.10.2 <u>山陰近畿自動車道（宮津与謝道路・野田川大宮道路）防災業務要領</u> <u>(京都縦貫自動車道を削除)</u>	京都縦貫自動車道の京都府道路公社から西日本高速道路（株）への移管に伴う修正 【建設交通部】

295	<p>第10節 被災者への情報伝達活動</p> <p>被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>(略)</p>	<p>第10節 被災者への情報伝達活動</p> <p><u>第1 被災者への情報提供</u></p> <p>被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>(略)</p> <p><u>第2 安否不明者等の氏名公表</u></p> <p><u>1 市町村</u></p> <p>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p><u>2 京都府</u></p> <p>(1) 府は、発災時に安否不明者(行方不明者を含む)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。</p> <p>(2) 府は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正(令和4年6月)に伴うもの</p> <p>【災害対策課】</p>
302	<p>第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画給食に必要な米穀の確保</p> <p>第3節 給食に必要な食料の確保</p> <p>3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 知事から要請を受けた農産局長は、米穀販売事業</p>	<p>第13章 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画</p> <p>第1節 食料供給計画給食に必要な米穀の確保</p> <p>第3節 給食に必要な食料の確保</p> <p>3 災害救助法が適用された場合の米穀の調達</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) <u>市町村長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。</u></p> <p><u>この場合、市町村長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。</u></p> <p>(4) 知事から要請を受けた農産局長は、米穀販売事業</p>	<p>災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続」の一部改正に伴う修正</p> <p>【農林水産部】</p>

	者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売り渡しを要請する。	者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売り渡しを要請する。	
314	<p><b>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画</b></p> <p>第1節 防疫及び保健衛生計画 (府健康福祉部・府農林水産部)</p> <p>第3節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画 (府健康福祉部)</p>	<p><b>第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画</b></p> <p>第1節 防疫及び保健衛生計画 (<u>府文化生活部</u>・府健康福祉部・府農林水産部)</p> <p>第3節 遺体の捜索、処理及び埋火葬計画 (<u>府文化生活部</u>)</p>	組織改正に伴う修正 【文化生活部】
327	<p><b>第17章 施設の応急対策に関する計画</b></p> <p>第2節 鉄道施設応急対策計画</p> <p>1 <u>基本方針</u> 地震が発生した場合は、鉄道災害対策規則により、初動対応し点検を行う。点検の結果、被害を確認し、その被害が運転に著しく影響を及ぼすと認められる場合には、対策本部を設置し、直ちに災害対策活動に入るが、人命の尊重を最優先にした施策を講ずる。 施設の復旧については、復旧本部を設置して直ちに復旧にかかる。</p> <p>2 <u>応急対策</u></p> <p>淀変電所・深草変電所・三条受電変電所及び四宮変電所の地震計が震度4以上を感知すると列車を一時停車させ、電車線の停電を要する事態を発見したときは、直ちに停電手配をとる。 また、二次災害の防止・早期復旧を図るため、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 地震発生時の連絡は、あらかじめ定められた通信システムによるが、震度5弱以上の地震時には、呼び出しが無くても、あらかじめ指定された場所に出勤し、定められた業務に就く。</p> <p>(2) 地震の程度に応じて、あらかじめ定められた基準により、駅長あるいは技術各部が施設を点検し、運転取扱を行う。</p> <p>(3) 対策本部は、各関係機関に被害状況を報告すると</p>	<p><b>第17章 施設の応急対策に関する計画</b></p> <p>第2節 鉄道施設応急対策計画</p> <p>1 <u>災害への対応方針</u> (1) <u>旅客及び社員の安全の確保を最優先する</u> (2) <u>事業活動に必要な資産の確保を図る</u> (3) <u>行政・関係先等との協力・連携、旅客への適切な情報発信に努める</u> (4) <u>可能な限り旅客輸送サービスの提供を継続し、被災区間の早期の復旧を果たす</u></p> <p>2 <u>計画の内容</u> 地震発生時における応急対策は、鉄道災害対策規則及び関連規程類の定めるところにより実施するものとする。 旅客の安全確保、二次災害の防止、早期復旧の観点からの主な内容は以下のとおりである。</p> <p>(1) 淀変電所・深草変電所・三条受電変電所の地震計が震度4以上を感知すると列車を一時停車させる。また、電車線の停電を要する事態を発見したときは、直ちに停電手配をとる。</p> <p>(2) 地震発生時の連絡は、あらかじめ定められた通信システムによるが、震度5弱以上の地震時には、呼び出しが無くても、あらかじめ指定された場所に出勤し、定められた業務に就く。</p> <p>(3) 地震の程度に応じて、あらかじめ定められた基準により、駅長あるいは技術各部が施設を点検し、運転取扱を行う。</p> <p>(4) 対策本部は、各関係機関に被害状況を報告すると</p>	災害への対応方針を明文化したため 【京阪電気鉄道株式会社】

	<p>ともに、必要に応じて応援を求める。ただし、初期段階では、運転指令者が情報収集・伝達を行う。</p> <p>(4) 旅客に死傷者が出た場合、鉄道災害対策規則に基づく救急活動に入る。</p> <p>(5) 災害の状況により、脱線復旧等の車両を整え、現場に急行する。</p> <p>(6) 不通箇所の代行、振替輸送の手段検討を行う。</p>	<p>ともに、必要に応じて応援を求める。ただし、初期段階では、運転指令者が情報収集・伝達を行う。</p> <p>(5) 旅客に死傷者が出た場合、鉄道災害対策規則に基づく救急活動に入る。</p> <p>(6) 災害の状況により、脱線復旧等の車両を整え、現場に急行する。</p> <p>(7) 不通箇所の代行、振替輸送の手段検討を行う。</p>	
335	<p>第3節 公共土木施設応急対策計画 (表)表3.17.3 代替・補完路一覧 令和4年4月1日時点</p> <p>(表)表3.17.4 緊急輸送道路一覧表</p>	<p>第3節 公共土木施設応急対策計画 (表)表3.17.3 代替・補完路一覧 令和5年4月1日時点 <u>(最新状況に差替え)</u></p> <p>(表)表3.17.4 緊急輸送道路一覧表 <u>(最新状況に差替え)</u></p>	<p>時点修正 【建設交通部】</p>
346	<p>第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第4 上下水道施設 2 下水道施設 (1) 被害状況の収集及び伝達 府及び下水道管理者は、地震災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。 下水道事業者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</p>	<p>第5節 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画 第4 上下水道施設 2 下水道施設 (1) 被害状況の収集及び伝達 府及び下水道管理者は、地震災害の発生時に、管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被災状況を早急に調査し、関係機関に迅速に伝達する。 下水道<u>管理</u>者は、災害対策本部の設置等をしている場合で災害広報を行ったとき又は府災害対策本部から要請があったとき等必要があるときは、被害状況を府災害対策本部に報告する。</p>	<p>標記の統一 【建設交通部】</p>
363	<p>第21章 文教応急対策計画 第4節 教育に関する応急措置 第5 学用品の調達及び配分 2 災害救助法が適用されない場合 (1) 教科書 イ 府立学校の児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。</p>	<p>第21章 文教応急対策計画 第4節 教育に関する応急措置 第5 学用品の調達及び配分 2 災害救助法が適用されない場合 (1) 教科書 イ <u>府立特別支援学校の小学部児童</u>及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。</p>	<p>正確な表現に修正 【教育庁】</p>

	<b>第4編 災害復旧・復興計画</b>	<b>第4編 災害復旧・復興計画</b>	
380	<b>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</b> <b>第4 災害弔慰金支給計画</b> 「災害弔慰金の支給等に関する法律」により災害弔慰金を支給するものであって、その支給要領は、「一般計画編第4編第1章第5節」に準拠する。	<b>第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画</b> <b>第4 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給計画</b> 「災害弔慰金の支給等に関する法律」により災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するものであって、その支給要領は、「一般計画編第4編第1章第5節」に準拠する。	災害障害見舞金の追記 【健康福祉部】
382	<b>第7節 金融措置計画</b> <b>第2 内容</b> 2 日本銀行京都支店の措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ウ <u>被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分</u> の猶予等の特別措置をとること。	<b>第8節 金融措置計画</b> <b>第2 内容</b> 2 日本銀行京都支店の措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ウ <u>被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。</u>	手形交換所廃止（令和4年11月2日）のため 【日本銀行京都支店】
388	<b>第5 公共土木施設復旧計画</b> <b>第3 京都府の計画</b> 1 概要 災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。	<b>第5 公共土木施設復旧計画</b> <b>第3 京都府の計画</b> 1 概要 災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び総合政策環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路・都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。	組織改正に伴う修正 【建設交通部】
	<b>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</b>	<b>第5編 京都府南海トラフ地震防災対策推進計画編</b>	
410	<b>第7章 関係者との連携協力の確保</b> <b>第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応</b> 1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表  情報名 南海トラフ地震臨時情報（調査中）  情報発表条件 ・観測された異常な現象(※)が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、また	<b>第7章 関係者との連携協力の確保</b> <b>第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応</b> 1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表  情報名 南海トラフ地震臨時情報（調査中）  情報発表条件 ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始	時点修正 【京都地方気象台】



	は調査を継続している場合	した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合	
410	<p>情報名  <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u>  <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u>  <u>南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</u>  <u>南海トラフ地震関連解説情報</u></p> <p>情報発表条件  ・巨大地震の発生に警戒が必要な場合  ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、  <u>M8.0以上の地震が発生した場合</u>  ・巨大地震の発生に注意が必要な場合  ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界において  <u>M7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合</u>  ・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合  ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）</p>	<p>情報名  <u>（削除）</u></p> <p>情報発表条件  <u>（削除）</u></p>	<p>時点修正  【京都地方気象台】</p>
410	<p><u>（新設）</u></p>	<p>情報名  <u>南海トラフ地震関連解説情報</u></p> <p>情報発表条件  ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合  ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）</p>	<p>時点修正  【京都地方気象台】</p>

		<p><u>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</u></p>	
	(新設)	<p><u>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</u>  <u>情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する</u></p> <p><u>発表時間</u>  <u>地震発生等から5～30分後</u></p> <p><u>キーワード</u>  <u>調査中</u></p> <p><u>キーワードを付加する条件</u>  <u>○下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</u>  <u>・監視領域内※1でマグニチュード6.8※2以上の地震が発生</u>  <u>・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</u>  <u>・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</u></p> <p><u>発表時間</u>  <u>地震発生等から最短で2時間後</u></p> <p><u>キーワード</u>  <u>巨大地震警戒</u></p> <p><u>キーワードを付加する条件</u></p>	

		<p><u>○巨大地震の発生に警戒が必要な場合</u>  <u>・南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合</u></p> <p><u>発表時間</u>  <u>地震発生等から最短で2時間後</u></p> <p><u>キーワード</u>  <u>巨大地震注意</u></p> <p><u>キーワードを付加する条件</u>  <u>○巨大地震の発生に注意が必要な場合</u>  <u>・南海トラフの監視領域内においてモーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</u>  <u>・想定震源域のプレート境界において、ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</u></p> <p><u>発表時間</u>  <u>地震発生等から最短で2時間後</u></p> <p><u>キーワード</u>  <u>調査終了</u></p> <p><u>キーワードを付加する条件</u>  <u>・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</u></p>	
410	<p><u>※南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定</u></p>	<p><u>※1南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲</u></p> <p><u>※2モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、</u></p>	<p>監視領域内の定義を追加  【京都地方気象台】</p>

		<u>地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。</u>	
全編共通	<u>令和5年4月1日付組織改正に伴う修正（一般計画編に準ずる）</u>		
全編共通	八幡市 <u>防災安全課</u>	八幡市 <u>危機管理課</u>	組織改正に伴う修正 【八幡市】

様式

区 分	一般 ・ 震災 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">原子力</span> ・ 事故
-----	--

頁	現行	修正	修正理由												
2	<p>第1編 総則 第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(令和4年4月6日一部改正)を遵守するものとする。</p>	<p>第1編 総則 第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針 この計画の修正に際しては、「原子力災害対策指針」(令和4年7月6日一部改正)を遵守するものとする。</p>	<p>原子力災害対策指針の改正に伴う修正 【危機管理部】</p>												
3	<p>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (略) 各表中人口は令和4年1月1日時点を示す。</p>	<p>第6章 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲 (略) 各表中人口は令和5年1月1日時点を示す。</p>	<p>時点修正 【危機管理部】</p>												
3	<p>【高浜発電所】 ・ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone) 発電所からの距離はおおむね5kmとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市 町 名</th> <th style="width: 45%;">対 象 地 域</th> <th style="width: 40%;">人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">舞鶴市</td> <td style="text-align: center;">松尾、杉山</td> <td style="text-align: right; color: red;">48</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	48	<p>【高浜発電所】 ・ 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone) 発電所からの距離はおおむね5kmとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市 町 名</th> <th style="width: 45%;">対 象 地 域</th> <th style="width: 40%;">人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">舞鶴市</td> <td style="text-align: center;">松尾、杉山</td> <td style="text-align: right; color: red;">50</td> </tr> </tbody> </table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	舞鶴市	松尾、杉山	50	<p>時点修正 【舞鶴市】</p>
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	48													
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)													
舞鶴市	松尾、杉山	50													

3	・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） 発電所からの距離はおおむね30kmとする。			・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） 発電所からの距離はおおむね30kmとする。			時点修正 【福知山市】 【舞鶴市】 【綾部市】 【宮津市】 【南丹市】 【京丹波町】 【伊根町】
	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	
	福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	412	福知山市	二箇下、市原、高津江、二箇上、三河	396	
	舞鶴市	全域（松尾、杉山を除く。）	79,451	舞鶴市	全域（松尾、杉山を除く。）	77,141	
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大	7,641	綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、口上林地区（十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、武吉町、佃町、忠町）、山家地区（戸奈瀬町、釜輪町、広瀬町、橋上町、旭町、東山町、上原町）、東八田地区（中山、安国寺、鐘鋳場、上町、中町、新町、内谷、高槻、大石、延近、門、久保、施福寺、小嶋、鳥居野、野瀬、下村、中川原、大	7,481		

		又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野）、西八田地区（上八田、七百石、中筋、岡安、湊垣、下八田）、吉美地区（高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目）、物部地区（白道路）、志賀郷地区（志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方）、いこいの村（十倉名畑町）、松寿苑・上林（八津合町）、るんびに学園（十倉中町）、小規模特養おかやす（岡安町）			又、見内、黒谷、八代、愛宕、大野）、西八田地区（上八田、七百石、中筋、岡安、湊垣、下八田）、吉美地区（高倉町、小呂町、星原町、桜が丘三丁目）、物部地区（白道路）、志賀郷地区（志賀郷、志賀、向田、篠田、別所、内久井、金河内、坊口、仁和、西方）、いこいの村（十倉名畑町）、松寿苑・上林（八津合町）、るんびに学園（十倉中町）、小規模特養おかやす（岡安町）		
	宮津市	全域	<u>17.024</u>	宮津市	全域	<u>16.721</u>	
	南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小湊、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、	<u>3.285</u>	南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、肱谷、小湊、向山、檜原、音海、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、	<u>3.233</u>	

		静原]			静原]		
	京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑	<u>2,692</u>		京丹波町	中山、升谷、市場、大倉、篠原、大迫、長瀬、塩谷、上乙見、下乙見、西河内、下栗野、細谷、上栗野、仏主、本庄、坂原、中、角、広瀬、才原、大簾、広野、出野、稲次、安栖里、小畑	<u>2,590</u>
	伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	<u>1,359</u>		伊根町	日出、高梨、西平田、東平田、大浦、立石、耳鼻、亀山、大原、新井、泊、津母、峠、畑谷、井室、六万部、野室、湯之山、成	<u>1,329</u>
	合	計	<u>111,864</u>		合	計	<u>108,891</u>
	<p>ただし、舞鶴市の4地区（大山、田井、成生、野原（<u>444</u>人））においては、PAZに準じた防護措置を行う。</p>				<p>ただし、舞鶴市の4地区（大山、田井、成生、野原（<u>438</u>人））においては、PAZに準じた防護措置を行う。</p>		



4	<p>【大飯発電所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）</li> </ul> <p>発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。</p>	<p>【大飯発電所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）</li> </ul> <p>発電所からの距離はおおむね32.5kmとする。</p>	<p>時点修正</p> <p>【京都市】</p> <p>【舞鶴市】</p> <p>【綾部市】</p> <p>【南丹市】</p> <p>【京丹波町】</p>																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>対 象 地 域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都市</td> <td>左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）</td> <td><u>273</u></td> </tr> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]</td> <td><u>75,263</u></td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上林（八津合町）</td> <td><u>1,356</u></td> </tr> </tbody> </table>	市 町 名		対 象 地 域	人口(人)	京都市	左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）	<u>273</u>	舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	<u>75,263</u>	綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上林（八津合町）	<u>1,356</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>対 象 地 域</th> <th>人口(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都市</td> <td>左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）</td> <td><u>253</u></td> </tr> <tr> <td>舞鶴市</td> <td>大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]</td> <td><u>73,098</u></td> </tr> <tr> <td>綾部市</td> <td>奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上林（八津合町）</td> <td><u>1,310</u></td> </tr> </tbody> </table>	市 町 名	対 象 地 域	人口(人)	京都市	左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）	<u>253</u>	舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	<u>73,098</u>	綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上林（八津合町）	<u>1,310</u>
	市 町 名	対 象 地 域		人口(人)																							
	京都市	左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）		<u>273</u>																							
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	<u>75,263</u>																									
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上林（八津合町）	<u>1,356</u>																									
市 町 名	対 象 地 域	人口(人)																									
京都市	左京区（久多、広河原）、右京区（京北上弓削町上川行政区）	<u>253</u>																									
舞鶴市	大浦地区全域、東地区全域、中地区全域、西地区[野村寺、城屋、高野台、上福井を除く]、加佐地区[蒲江、油江、東神崎、西神崎]	<u>73,098</u>																									
綾部市	奥上林地区（長野、志古田、山内、鳥垣、草壁、古屋、有安、川原、小仲、八代、古和木、光野、栃、市茅野、大唐内）、中上林地区（第一区、浅原、真野、小田、引地、西屋、神谷、寺町、日置谷、殿、片山、石橋、馬場、山田、竹原、瀬尾谷、大町、弓削、遊里、清水、睦志、辻、水梨、市野瀬、市志）、東八田地区（大又）、松寿苑・上林（八津合町）	<u>1,310</u>																									

12	南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	<u>2.978</u>	南丹市	美山町[福居（山森、熊壁、脇、庄田）、盛郷（林、上吉田、田土）、豊郷（洞、名島、神谷、松尾）、鶴ヶ岡（舟津、殿、川合、棚）、高野（砂木、栃原、今宮）、南、北、中、河内谷、下、知見、江和、田歌、芦生、白石、佐々里、内久保、大内、荒倉、深見、長尾、野添、安掛、上平屋、下平屋、又林、萱野、大野、川谷、岩江戸、宮脇、下吉田、島、長谷、上司、和泉、静原]	<u>2.936</u>	組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】
	京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	<u>228</u>	京丹波町	上栗野、仏主、細谷、西河内、上乙見、下栗野	<u>209</u>	
	合	計	<u>80.098</u>	合	計	<u>77.806</u>	
	第2編 原子力災害事前対策計画 第4章 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 2 府〔 <u>府民環境部</u> 、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、福井県・滋賀県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指			第2編 原子力災害事前対策計画 第4章 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 2 府〔 <u>総合政策環境部</u> 、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、福井県・滋賀県等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定され			

	<p>定された上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>13 第6章 情報の収集・連絡体制等の整備 2 情報の分析整理 (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制 府〔危機管理部、<u>府民環境部</u>、健康福祉部〕は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>16 3 通信手段の確保 ウ 機動性のある緊急通信手段の確保 府〔危機管理部〕は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、<u>衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局</u>の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>19 第7章 緊急事態応急体制の整備 12 モニタリング体制等 (1) 緊急時モニタリング計画の作成 府〔<u>府民環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、原子力災害対策指針等に基づき、国、府内関係、市町、福井県等、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。 (略)</p>	<p>た上席放射線防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>第6章 情報の収集・連絡体制等の整備 2 情報の分析整理 (1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制 府〔危機管理部、<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部〕は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>3 通信手段の確保 ウ 機動性のある緊急通信手段の確保 府〔危機管理部〕は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話 <u>(削る)</u> の原子力防災への活用に努めるものとする。</p> <p>第7章 緊急事態応急体制の整備 12 モニタリング体制等 (1) 緊急時モニタリング計画の作成 府〔<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部、農林水産部、<u>文化生活部</u>〕は、原子力災害対策指針等に基づき、国、府内関係、市町、福井県等、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。 (略)</p>	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】</p> <p>廃局に伴う修正 【危機管理部】</p> <p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】 【文化生活部】</p>
--	--	---	--

19	<p>(2) モニタリング資機材等の整備・維持</p> <p>府〔<u>府民環境部</u>、健康福祉部、農林水産部 _____〕は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに衛星携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p>	<p>(2) モニタリング資機材等の整備・維持</p> <p>府〔<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部、農林水産部、<u>文化生活部</u>〕は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに衛星携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。</p>	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】 【文化生活部】</p>
20	<p>(3) 要員の確保</p> <p>国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。府〔<u>府民環境部</u>、健康福祉部、農林水産部 _____〕は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。</p>	<p>(3) 要員の確保</p> <p>国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定めるものとされている。府〔<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部、農林水産部、<u>文化生活部</u>〕は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。</p>	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】 【文化生活部】</p>
20	<p>(4) 訓練等を通じた測定品質の向上</p> <p>府〔<u>府民環境部</u>、健康福祉部、農林水産部 _____〕は、平常時から、国、府内関係市町、福井県等、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。</p>	<p>(4) 訓練等を通じた測定品質の向上</p> <p>府〔<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部、農林水産部、<u>文化生活部</u>〕は、平常時から、国、府内関係市町、福井県等、関西電力株式会社及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。</p>	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】 【文化生活部】</p>
20	<p>(6) 緊急時モニタリングセンター (略)</p> <p>府〔<u>府民環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</p>	<p>(6) 緊急時モニタリングセンター (略)</p> <p>府〔<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制の整備に協力する。</p>	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】</p>

20	<p>(7) 平常時のモニタリングの実施 府〔<u>府民環境部</u>、健康福祉部、農林水産部、<u>文化生活部</u>〕は、緊急時に高浜発電所又は大飯発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。</p>	<p>(7) 平常時のモニタリングの実施 府〔<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部、農林水産部、<u>文化生活部</u>〕は、緊急時に高浜発電所又は大飯発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施する。</p>	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】 【健康福祉部】 【文化生活部】</p>
20	<p>(8) 緊急時の<u>公衆</u>被ばく線量評価体制の整備 府〔健康福祉部〕は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に<u>公衆</u>の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、<u>公衆</u>の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p>	<p>(8) 緊急時の<u>住民等</u>被ばく線量評価体制の整備 府〔健康福祉部〕は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に<u>住民等</u>の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、甲状腺モニター等の配備・維持管理、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、測定場所までの被検査者の移動手段の確保等、<u>住民等</u>の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
22	<p>第8章 避難収容活動体制の整備 2 避難所等の整備 (1) 避難所等の整備 また、一般の避難所では生活することが困難な<u>障害者等の</u>要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。</p>	<p>第8章 避難収容活動体制の整備 2 避難所等の整備 (1) 避難所等の整備 また、一般の避難所では生活することが困難な<u>(削る)</u>要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努めるよう助言するものとする。</p>	<p>要配慮者の定義でも障害者等を含めており、あえて再掲する必要がないため 【健康福祉部】</p>

24	3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 (5) (略) なお、同センターの構成機関は下表のとおりとする。	行政機関	京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町	行政機関	京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、南丹市、京丹波町、伊根町	構成団体の追加に伴う修正 【健康福祉部】
	医療関係団体	一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都私立病院協会、一般社団法人京都精神科病院協会、一般社団法人京都府病院協会、公益社団法人京都府看護協会、京都透析医会	医療関係団体	一般社団法人京都府医師会、一般社団法人京都私立病院協会、一般社団法人京都精神科病院協会、一般社団法人京都府病院協会、公益社団法人京都府看護協会、京都透析医会		
	福祉関係団体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、一般社団法人京都府老人福祉施設協議会、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会、京都府ホームヘルパー連絡協議会、公益社団法人京都府介護支援専門員会、京都府障害厚生施設協議会、京都知的障害者福祉施設協議会、一般社団法人京都社会福祉士会、一般社団法人京都府介護福祉士会、京都府児童福祉施設連絡協議会、京都児童養護施設長会、京都市身体障害者福祉施設長協議会 <u>(新規)</u>	福祉関係団体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会、社会福祉法人京都市社会福祉協議会、一般社団法人京都府老人福祉施設協議会、一般社団法人京都市老人福祉施設協議会、一般社団法人京都府介護老人保健施設協会、京都府ホームヘルパー連絡協議会、公益社団法人京都府介護支援専門員会、京都府障害厚生施設協議会、京都知的障害者福祉施設協議会、一般社団法人京都社会福祉士会、一般社団法人京都府介護福祉士会、京都府児童福祉施設連絡協議会、京都児童養護施設長会、京都市身体障害者福祉施設長協議会、 <u>京都府社会福祉法人経営者協議会</u>		

25	<p>第9章 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p> <p>1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備 府〔<u>健康福祉部</u>、<u>農林水産部</u>〕は、国、関西広域連合及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 飲食物の摂取制限及び出荷制限等を行った場合の住民への供給体制の確保 府〔<u>健康福祉部</u>〕は、府内関係市町に対し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p>	<p>第9章 飲食物の摂取制限及び出荷制限</p> <p>1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備 府〔<u>(削る)</u>農林水産部、<u>文化生活部</u>〕は、国、関西広域連合及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。</p> <p>2 飲食物の摂取制限及び出荷制限等を行った場合の住民への供給体制の確保 府〔<u>文化生活部</u>〕は、府内関係市町に対し、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくよう助言するものとする。</p>	組織改正に伴う修正 【文化生活部】
25	<p>第10章 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備 府〔危機管理部、<u>府民環境部</u>、健康福祉部、建設交通部〕及び府警察本部は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>第10章 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>1 専門家の移送体制の整備 府〔危機管理部、<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部、建設交通部〕及び府警察本部は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。</p>	組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】
28	<p>第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 府〔危機管理部〕は、国及び府内関係市町と協力し、<u>応急対策を行う</u>防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>(2) 府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、<u>応急対策を行う</u>防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国等、府内関係市町及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</p> <p>5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備</p> <p>(1) 府〔危機管理部〕は、国及び府内関係市町と協力し、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。</p> <p>(2) 府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国等、府内関係市町及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】

29	<p>第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>5 府〔知事直轄組織、危機管理部、<b>府民環境部</b>〕は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラートの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>第12章 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>5 府〔知事直轄組織、危機管理部、<b>総合政策環境部</b>〕は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティー放送局、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送、Lアラートの活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。</p>	組織改正に伴う修正 (総合政策環境部)
29	<p>第14章 家庭動物対策</p> <p>1 府〔<b>健康福祉部</b>〕は、災害時に飼い主が速やかに家庭動物と避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。</p> <p>2 府〔<b>健康福祉部</b>〕は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。</p>	<p>第14章 家庭動物対策</p> <p>1 府〔<b>文化生活部</b>〕は、災害時に飼い主が速やかに家庭動物と避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。</p> <p>2 府〔<b>文化生活部</b>〕は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。</p>	組織改正に伴う修正 【文化生活部】
31	<p>第17章 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(2) 府〔危機管理部、<b>府民環境部</b>、健康福祉部〕は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に府が含まれる場合には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して府が行うべき防災対策や、複合災害、重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p>	<p>第17章 防災訓練等の実施</p> <p>1 訓練計画の策定</p> <p>(2) 府〔危機管理部、<b>総合政策環境部</b>、健康福祉部〕は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に府が含まれる場合には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民避難及び住民に対する情報提供等に関して府が行うべき防災対策や、複合災害、重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。</p>	組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】



<p>35</p>	<p>第3編 緊急事態応急対策計画 第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (2) 警戒事態が発生した場合 ア (略)</p> <p>また、府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒体制をとるため、P A Zを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p>	<p>第3編 緊急事態応急対策計画 第2章 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 (2) 警戒事態が発生した場合 ア (略)</p> <p>また、府及び府内関係市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、被害状況に応じた警戒体制をとるため、P A Zを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
<p>36</p>	<p>(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合 イ (略)</p> <p>また、P A Zを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。 (略)</p>	<p>(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合 イ (略)</p> <p>また、P A Zを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。 (略)</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>

36	<p>(4) 府のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>ア 府〔危機管理部、<b>府民環境部</b>〕は、通報がない状態において、府が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ関西電力株式会社に確認を行うものとする。</p>	<p>(4) 府のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合</p> <p>ア 府〔危機管理部、<b>総合政策環境部</b>〕は、通報がない状態において、府が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ関西電力株式会社に確認を行うものとする。</p>	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】</p>
37	<p>別図 3 - 1</p> <div data-bbox="302 582 616 678" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略) 八幡市 <b>防災安全課</b> (略)</p> </div>	<p>別図 3 - 1</p> <div data-bbox="1019 582 1344 678" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略) 八幡市 <b>危機管理課</b> (略)</p> </div>	<p>組織改正に伴う修正 【八幡市】</p>
39	<p>別図 4 - 1</p> <div data-bbox="302 774 616 869" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略) 八幡市 (<b>防災安全課</b>) (略)</p> </div>	<p>別図 4 - 1</p> <div data-bbox="1019 774 1344 869" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略) 八幡市 (<b>危機管理課</b>) (略)</p> </div>	<p>組織改正に伴う修正 【八幡市】</p>
42	<p>4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>ア 情報収集事態の環境放射線モニタリング</p> <p>府〔<b>府民環境部</b>、健康福祉部、農林水産部〕は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。</p> <p>イ 警戒事態の環境放射線モニタリング</p> <p>府〔<b>府民環境部</b>、健康福祉部、農林水産部〕は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。</p>	<p>4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 緊急時モニタリング等の実施</p> <p>ア 情報収集事態の環境放射線モニタリング</p> <p>府〔<b>総合政策環境部</b>、健康福祉部、農林水産部〕は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。</p> <p>イ 警戒事態の環境放射線モニタリング</p> <p>府〔<b>総合政策環境部</b>、健康福祉部、農林水産部〕は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。</p>	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】</p>

	<p>(略)</p> <p>ウ 緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定</p> <p>施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、府〔<u>府民環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げるものとされている。府〔<u>府民環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 緊急時モニタリングの実施</p> <p>府〔<u>府民環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、府が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>オ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画</p> <p>(略)</p> <p>府〔<u>府民環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改定に協力する。</p> <p>カ モニタリング結果の共有</p> <p>(略)</p> <p>府〔<u>府民環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、府内市町村及び関西広域連合と共有する。</p>	<p>(略)</p> <p>ウ 緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定</p> <p>施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、府〔<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げるものとされている。府〔<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。</p> <p>(略)</p> <p>エ 緊急時モニタリングの実施</p> <p>府〔<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、府が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮のもと、緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>オ 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画</p> <p>(略)</p> <p>府〔<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改定に協力する。</p> <p>カ モニタリング結果の共有</p> <p>(略)</p> <p>府〔<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部、農林水産部〕は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、府内市町村及び関西広域連合と共有する。</p>	
--	--	--	--

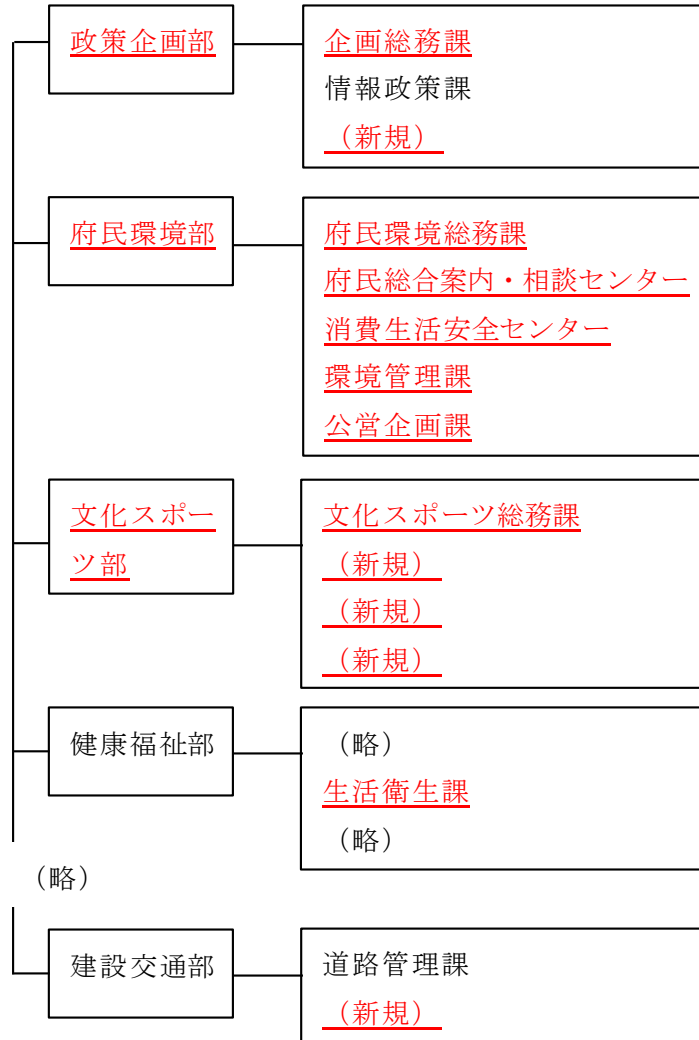
<p>43</p> <p>44</p> <p>45</p> <p>46</p>	<p>第3章 活動体制の確立</p> <p>1 府の活動体制</p> <p>(1) 情報収集事態発生時の警戒体制 (略)</p> <p>(2) 警戒事態発生時の警戒体制</p> <p>オ 京都府危機管理緊急参集チームの招集等 (略)</p> <p><u>府民環境部</u></p> <p>(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の体制</p> <p>エ 複合災害時の対応 (略)</p> <table border="1" data-bbox="331 614 880 746"> <tr><td>地震、津波、風水害の対応グループ</td></tr> <tr><td>副本部長：副知事 部局長（<u>府民環境部</u>、健康福祉部は副本部長）</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="331 778 880 911"> <tr><td>原子力発電所事故の対応グループ</td></tr> <tr><td>副本部長：副知事 <u>府民環境部長</u>、健康福祉部長、その他関係部局副本部長</td></tr> </table> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携 (略)</p> <p>府〔危機管理部、<u>府民環境部</u>、健康福祉部〕は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>	地震、津波、風水害の対応グループ	副本部長：副知事 部局長（ <u>府民環境部</u> 、健康福祉部は副本部長）	原子力発電所事故の対応グループ	副本部長：副知事 <u>府民環境部長</u> 、健康福祉部長、その他関係部局副本部長	<p>第3章 活動体制の確立</p> <p>1 府の活動体制</p> <p>(1) 情報収集事態発生時の警戒体制 (略)</p> <p>(2) 警戒事態発生時の警戒体制</p> <p>オ 京都府危機管理緊急参集チームの招集等 (略)</p> <p><u>総合政策環境部</u></p> <p>(3) 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生時の体制</p> <p>エ 複合災害時の対応 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1055 614 1603 746"> <tr><td>地震、津波、風水害の対応グループ</td></tr> <tr><td>副本部長：副知事 部局長（<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部は副本部長）</td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1055 778 1603 911"> <tr><td>原子力発電所事故の対応グループ</td></tr> <tr><td>副本部長：副知事 <u>総合政策環境部長</u>、健康福祉部長、その他関係部局副本部長</td></tr> </table> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携 (略)</p> <p>府〔危機管理部、<u>総合政策環境部</u>、健康福祉部〕は、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担のもと、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p>	地震、津波、風水害の対応グループ	副本部長：副知事 部局長（ <u>総合政策環境部</u> 、健康福祉部は副本部長）	原子力発電所事故の対応グループ	副本部長：副知事 <u>総合政策環境部長</u> 、健康福祉部長、その他関係部局副本部長	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】</p> <p>組織改正に伴う修正 【危機管理部】 【総合政策環境部】</p> <p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】</p>
地震、津波、風水害の対応グループ											
副本部長：副知事 部局長（ <u>府民環境部</u> 、健康福祉部は副本部長）											
原子力発電所事故の対応グループ											
副本部長：副知事 <u>府民環境部長</u> 、健康福祉部長、その他関係部局副本部長											
地震、津波、風水害の対応グループ											
副本部長：副知事 部局長（ <u>総合政策環境部</u> 、健康福祉部は副本部長）											
原子力発電所事故の対応グループ											
副本部長：副知事 <u>総合政策環境部長</u> 、健康福祉部長、その他関係部局副本部長											

47	<p>7 防災業務関係者の安全確保 (3) 防災業務関係者の放射線防護 ア <u>防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた<u>緊急時の</u>防災関係者の放射線防護に係る<u>基準</u>に基づき行うものとする。</u> (略) <u>(新規)</u></p>	<p>7 防災業務関係者の安全確保 (3) 防災業務関係者の放射線防護 ア <u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた<u>(削る)</u>防災関係者の放射線防護に係る<u>指標</u>に基づき行うものとする。 (略) オ <u>府は、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した場合は、要請を受けた防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p> <p>要請先関係者の被ばく線量管理について追加 【危機管理部】</p>
47	<p>(4) 安全対策 ア 府〔危機管理部〕は、<u>応急対策活動を行う</u>府及び府内関係市町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。 イ 府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、府及び府内関係市町の<u>応急対策を行う</u>職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、府内関係市町及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>(4) 安全対策 ア 府〔危機管理部〕は、<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>府及び府内関係市町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。 イ 府〔知事直轄組織、危機管理部〕は、府及び府内関係市町の<u>被ばくの可能性がある環境下で活動する</u>職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、府内関係市町及び関西電力株式会社と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>

48	別表1 関係課連絡会議の体制 1 構成 <table border="1" data-bbox="331 256 577 293"> <tr> <td>府民環境部</td> </tr> </table>	府民環境部	別表1 関係課連絡会議の体制 1 構成 <table border="1" data-bbox="1048 256 1294 293"> <tr> <td>総合政策環境部</td> </tr> </table>	総合政策環境部	組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】				
府民環境部									
総合政策環境部									
48	2 担当部・課の事務分掌 <table border="1" data-bbox="331 392 992 488"> <tr> <td>府民環境部</td> <td>環境管理課</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	府民環境部	環境管理課	(略)	2 担当部・課の事務分掌 <table border="1" data-bbox="1048 392 1709 488"> <tr> <td>総合政策環境部</td> <td>環境管理課</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	総合政策環境部	環境管理課	(略)	組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】
府民環境部	環境管理課	(略)							
総合政策環境部	環境管理課	(略)							
49	別表2 原子力災害警戒本部の体制 1 構成 <table border="1" data-bbox="331 619 651 746"> <tr> <td>本部員 (略)</td> </tr> <tr> <td>府民環境部長 (略)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="331 783 577 820"> <tr> <td>府民環境部</td> </tr> </table>	本部員 (略)	府民環境部長 (略)	府民環境部	別表2 原子力災害警戒本部の体制 1 構成 <table border="1" data-bbox="1048 619 1420 746"> <tr> <td>本部員 (略)</td> </tr> <tr> <td>総合政策環境部長 (略)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1048 783 1330 820"> <tr> <td>総合政策環境部</td> </tr> </table>	本部員 (略)	総合政策環境部長 (略)	総合政策環境部	組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】
本部員 (略)									
府民環境部長 (略)									
府民環境部									
本部員 (略)									
総合政策環境部長 (略)									
総合政策環境部									
49	2 担当部・課の事務分掌 <table border="1" data-bbox="331 919 992 999"> <tr> <td>府民環境部</td> <td>環境管理課</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	府民環境部	環境管理課	(略)	2 担当部・課の事務分掌 <table border="1" data-bbox="1048 919 1709 999"> <tr> <td>総合政策環境部</td> <td>環境管理課</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	総合政策環境部	環境管理課	(略)	組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】
府民環境部	環境管理課	(略)							
総合政策環境部	環境管理課	(略)							

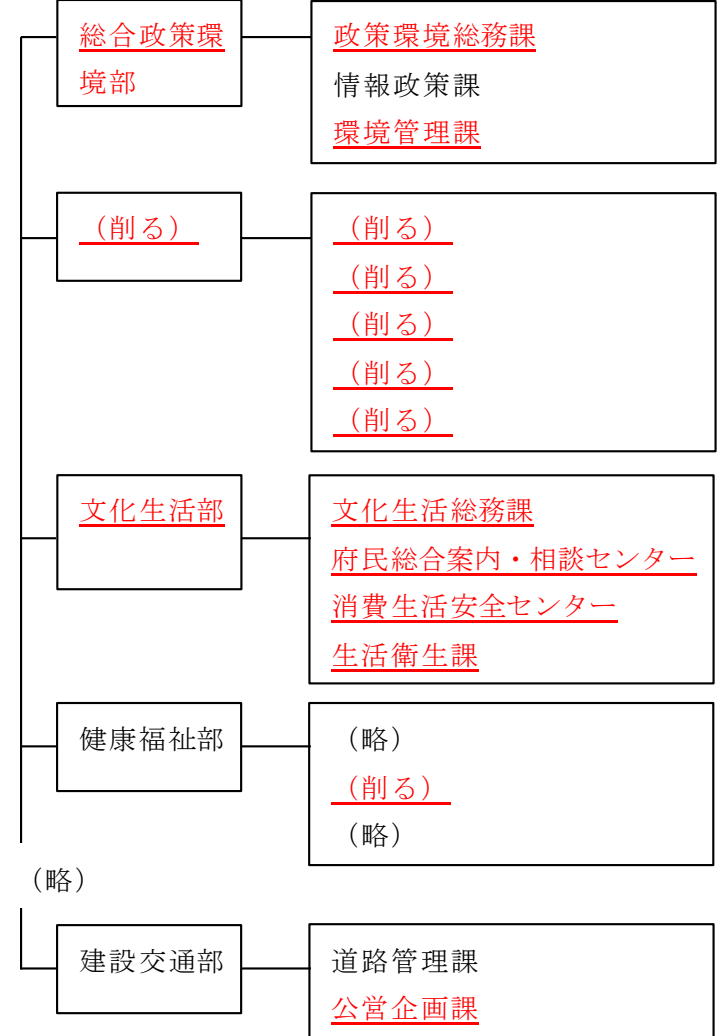
別表3 原子力災害対策本部の体制

1 構成



別表3 原子力災害対策本部の体制

1 構成



組織改正に伴う修正  
【総合政策環境部】  
【文化生活部】  
【建設交通部】

50	<p>1 構成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>本 部 員 (略)</p> <p><u>政策企画部長</u></p> <p><u>文化スポーツ部長</u></p> <p><u>府民環境部長</u></p> <p>(略)</p> </div>	<p>1 構成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>本 部 員 (略)</p> <p><u>総合政策環境部長</u></p> <p><u>文化生活部長</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(略)</p> </div>	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】 【文化生活部】</p>
----	---	---	--



51	2 担当部・課の事務分掌			2 担当部・課の事務分掌			組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】 【文化生活部】
	<u>政策企画部</u> ( <u>政策企画部</u> )	<u>企画総務課</u> ( <u>企画班</u> )	(略)	<u>総合政策環境部</u> ( <u>総合政策環境部</u> )	<u>政策環境総務課</u> ( <u>政策環境総務班</u> )	(略)	
		情報政策課 ( <u>情報政策班</u> ) ( <u>新規</u> )	(略)		情報政策課 ( <u>情報政策班</u> )	(略)	
	<u>府民環境部</u>	<u>府民環境総務課</u> ( <u>府民環境総務班</u> )	<u>1 関係各部及び部内各課との連絡調整に関すること。</u>		<u>環境管理課</u> ( <u>環境管理班</u> )	<u>1 緊急時モニタリングに関すること。</u> <u>2 京都府保健環境研究所との連絡調整に関すること。</u>	
		<u>府民総合案内・相談センター</u> ( <u>府民総合案内・相談センター班</u> )	<u>1 府民相談窓口の設置に関すること。</u>	(削る)	(削る)	(削る)	
		<u>消費生活安全センター</u> ( <u>消費生活安全班</u> )	<u>1 生活関連物資の物価調査に関すること。</u>	(削る)	(削る)	(削る)	
		<u>環境管理課</u> ( <u>環境管理班</u> )	<u>1 緊急時モニタリングに関すること。</u> <u>2 京都府保健環境研究所との連絡調整に関すること。</u>	(削る)	(削る)	(削る)	
		<u>公営企画課</u> ( <u>公営企画班</u> )	<u>1 飲料水の供給支援に関すること。</u> <u>2 飲料水の摂取制限に関すること。</u> <u>3 厚生労働省医療・生活衛生局水道課、水道事業者との連絡調整に関すること。</u>	(削る)	(削る)	(削る)	

51 52	2 担当部・課の事務分掌			2 担当部・課の事務分掌			組織改正に伴う修正 【文化生活部】 【建設交通部】
	<u>文化スポーツ部</u> (文化スポーツ部)	<u>文化スポーツ</u> 総務課 (文化スポーツ 総務班)	(略)	<u>文化生活部</u> (文化生活部)	<u>文化生活総務課</u> (文化生活総務班)	(略)	
		(新規)	(新規)	府民総合案内・相談センター (府民総合案内・相談センター班)	1 府民相談窓口の設置に関すること。		
		(新規)	(新規)	消費生活安全センター (消費生活安全班)	1 生活関連物資の物価調査に関すること。		
		(新規)	(新規)	生活衛生課 (生活衛生班)	1 飲食物の摂取制限に関すること		
	(略)			(略)			
	健康福祉部 (健康福祉部)	<u>生活衛生課</u> (生活衛生班)	1 飲食物の摂取制限に関すること	健康福祉部 (健康福祉部)	(削る)	(削る)	
	(略)			(略)			
	建設交通部 (建設交通部)	道路管理課 (道路管理班)	(略)	建設交通部 (建設交通部)	道路管理課 (道路管理班)	(略)	
		(新規)	(新規)		<u>公営企画課</u> (公営企画班)	1 飲料水の供給支援に関すること。 2 飲料水の摂取制限に関すること。 3 厚生労働省医療・生活衛生局水道課、水道事業者との連絡調整に関すること。	

53

別表4 事故警戒・災害警戒・災害対策体制

<u>政策企画部</u>	<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	<u>企画総務部</u> <u>情報政策課</u> <u>(新規)</u>
<u>府民環境部</u>	<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>	<u>府民環境総務課</u> <u>府民総合案内・相談センター</u> <u>消費生活安全センター</u> <u>環境管理課</u> <u>公営企画課</u>
<u>文化スポーツ部</u>			<u>文化スポーツ総務課</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> <u>(新規)</u>
健康福祉部	(略)	(略)	(略) <u>生活衛生課</u> (略)
(略)			
建設交通部			<u>道路管理課</u> <u>(新規)</u>

別表4 事故警戒・災害警戒・災害対策体制

<u>総合政策環境部</u>	<u>環境管理課</u>	<u>環境管理課</u>	<u>政策環境総務課</u> <u>情報政策課</u> <u>環境管理課</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u>
<u>文化生活部</u>			<u>文化生活総務課</u> <u>府民総合案内・相談センター</u> <u>消費生活安全センター</u> <u>生活衛生課</u>
健康福祉部	(略)	(略)	(略) <u>(削る)</u> (略)
(略)			
建設交通部			<u>道路管理課</u> <u>公営企画課</u>

組織改正に伴う修正

【総合政策環境部】  
【文化生活部】  
【建設交通部】

<p>54</p>	<p>第4章 避難、一時移転等の防護措置 1 避難、一時移転等の防護措置の実施 (1) 府〔危機管理部〕は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難<u>      </u>準備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、府は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難<u>      </u>準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(2) 府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、全面緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、住民避難等<u>      </u>の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難<u>      </u>を行うものとし、PAZを含む舞鶴市にその旨を伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、府〔危機管理部〕は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難<u>      </u>準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p>	<p>第4章 避難、一時移転等の防護措置 1 避難、一時移転等の防護措置の実施 (1) 府〔危機管理部〕は、警戒事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難<u>等の予防的防護措置</u>の準備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、府は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者を<u>対象とした</u>避難<u>等の予防的防護措置</u>の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p> <p>(2) 府〔危機管理部〕は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は独自の判断により、全面緊急事態に備え、次の事項について状況の把握や共有を行うなど、住民避難等<u>等の予防的防護措置</u>の準備を行うとともに、施設敷地緊急事態要避難者に係る避難<u>等の予防的防護措置</u>を行うものとし、PAZを含む舞鶴市にその旨を伝達するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>また、府〔危機管理部〕は、国の要請又は独自の判断により、UPZ外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難<u>等の予防的防護措置</u>の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正 【危機管理部】</p>
-----------	--	--	-----------------------------------

55	<p>(3) (略)</p> <p>また、府〔危機管理部、<b>府民環境部</b>〕は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。</p>	<p>(3) (略)</p> <p>また、府〔危機管理部、<b>総合政策環境部</b>〕は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。</p>	組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】
55	<p>(10) 府〔<b>健康福祉部</b>〕は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p>	<p>(10) 府〔<b>文化生活部</b>〕は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</p>	組織改正に伴う修正 【文化生活部】
56	<p>2 避難所等</p> <p>(3) 府〔危機管理部、健康福祉部 <u>                    </u>〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p>	<p>2 避難所等</p> <p>(3) 府〔危機管理部、健康福祉部、<b>文化生活部</b>〕は、避難対象区域を含む市町村と連携し、避難場所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。</p>	組織改正に伴う修正 【文化生活部】
57	<p>(8) 府〔<b>健康福祉部</b>、建設交通部〕は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。</p>	<p>(8) 府〔<b>文化生活部</b>、建設交通部〕は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国と協議の上建設するものとする。</p>	組織改正に伴う修正 【文化生活部】

59	<p>6 要配慮者への配慮 (4) (略)</p> <table border="1" data-bbox="331 256 992 325"> <tr> <td>いこいの村 (梅ノ木寮)</td> <td>高齢施設</td> <td>綾部市十倉名畑 町 2</td> </tr> </table>	いこいの村 (梅ノ木寮)	高齢施設	綾部市十倉名畑 町 2	<p>6 要配慮者への配慮 (4) (略)</p> <table border="1" data-bbox="1048 256 1709 325"> <tr> <td>いこいの村 (梅ノ木寮)</td> <td>高齢施設</td> <td>綾部市十倉名畑 町久瀬谷2</td> </tr> </table>	いこいの村 (梅ノ木寮)	高齢施設	綾部市十倉名畑 町久瀬谷2	<p>施設名及び住所の訂正 【綾部市】</p>
いこいの村 (梅ノ木寮)	高齢施設	綾部市十倉名畑 町 2							
いこいの村 (梅ノ木寮)	高齢施設	綾部市十倉名畑 町久瀬谷2							
60	<p>10 飲食物、生活必需品等の供給 (1) 府〔危機管理部、<b>府民環境部</b>〕は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。 (略) (2) 府〔危機管理部、<b>府民環境部</b>〕は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p>	<p>10 飲食物、生活必需品等の供給 (1) 府〔危機管理部、<b>総合政策環境部</b>〕は、関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。 (略) (2) 府〔危機管理部、<b>総合政策環境部</b>〕は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の都道府県等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。</p>	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】</p>						
61	<p>第6章 飲食物の摂取制限及び出荷制限 1 (略) 府〔<b>健康福祉部</b>、農林水産部〕は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとする。 2 (略) 府〔<b>健康福祉部</b>、農林水産部〕は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</p>	<p>第6章 飲食物の摂取制限及び出荷制限 1 (略) 府〔<b>文化生活部</b>、農林水産部〕は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限を実施するものとする。 2 (略) 府〔<b>文化生活部</b>、農林水産部〕は、原子力災害対策指針に基づいた飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲食物の検査を実施する。</p>	<p>組織改正に伴う修正 【文化生活部】</p>						

64	<p>第9章 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(5) 府〔知事直轄組織、危機管理部、<b>府民環境部</b>〕は、情報伝達に当たって、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。</p>	<p>第9章 住民等への的確な情報伝達活動</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(5) 府〔知事直轄組織、危機管理部、<b>総合政策環境部</b>〕は、情報伝達に当たって、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。</p>	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】</p>
64 65	<p>2 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(1) 府〔危機管理部、<b>府民環境部</b>、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、国、応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 府〔危機管理部、<b>府民環境部</b>、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、府〔危機管理部、<b>府民環境部</b>、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、府内関係市町、福井県等、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 住民等からの問い合わせに対する対応</p> <p>(1) 府〔危機管理部、<b>総合政策環境部</b>、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、国、応急対策実施区域を含む市町村及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 府〔危機管理部、<b>総合政策環境部</b>、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、府〔危機管理部、<b>総合政策環境部</b>、南丹広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局〕は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、府内関係市町、福井県等、消防機関、府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。</p> <p>(略)</p>	<p>組織改正に伴う修正 【総合政策環境部】</p>

66	<p>第13章 家庭動物等対策</p> <p>1 府〔<a href="#">健康福祉部</a>〕は、災害時動物救護マニュアルにより、飼い主とはぐれた家庭動物の対応や特定動物の飼養者に対する指導体制を整備する。</p> <p>2 府〔<a href="#">健康福祉部</a>〕は、市町村に対して避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設を整備するよう要請する。</p> <p>3 府〔<a href="#">健康福祉部</a>〕は、収容施設に収容された家庭動物に対して、飼養機材の速やかな配布及び負傷動物の速やかな治療ができるよう関係団体に要請する。</p>	<p>第13章 家庭動物等対策</p> <p>1 府〔<a href="#">文化生活部</a>〕は、災害時動物救護マニュアルにより、飼い主とはぐれた家庭動物の対応や特定動物の飼養者に対する指導体制を整備する。</p> <p>2 府〔<a href="#">文化生活部</a>〕は、市町村に対して避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設を整備するよう要請する。</p> <p>3 府〔<a href="#">文化生活部</a>〕は、収容施設に収容された家庭動物に対して、飼養機材の速やかな配布及び負傷動物の速やかな治療ができるよう関係団体に要請する。</p>	<p>組織改正に伴う修正 【文化生活部】</p>
----	--	--	------------------------------



様式

区 分	一般 ・ 震災 ・ 原子力 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事故</span>
-----	--

頁	現行	修正	修正理由
	石油類流出事故対策計画編	石油類流出事故対策計画編	
8	第2編 予防計画 (図) 関係機関通報連絡先 (日本海沿岸部の関係機関) 府河川課 N T T 直通 (075)414- <u>5290</u> FAX (075)432-6312  衛星通信系防災情報システム 直通 700- <u>8130</u> FAX 700-8133	第2編 予防計画 (図) 関係機関通報連絡先 (日本海沿岸部の関係機関) 府河川課 N T T 直通 (075)414- <u>5282</u> FAX (075)432-6312  衛星通信系防災情報システム 直通 700- <u>8131</u> <u>(削除)</u>	連絡先修正 <b>【建設交通部】</b>
25	第4編 被害復旧計画 (表) 流出油防除資機材備蓄一覧表 (その1)	第4編 被害復旧計画 (表) 流出油防除資機材備蓄一覧表 (その1) <u>(最新状況に差し替え)</u>	時点修正 <b>【京都中部広域消防組合            消防本部】</b>
全編共通	<u>令和5年4月1日付組織改正に伴う修正 (一般計画編に準ずる)</u>		